ISSN 0387－3188

萬葉

第二百十号
平成二十三年十一月

平成二十三年十一月三十日発行

萬葉学会

西風の見たもの……内田賢徳（一）
——上代日本における中国詩文——
続日本紀宣命第十二詔冒頭の「命」の訓みについて……白石幸惠（二四）
書評
影山尚之著『萬葉和歌の表現空間』……菊川恵三（三三）
山崎健司著『大伴家持の歌群と編纂』を読んで……平舘英子（四〇）
第六十四回萬葉学会全国大会開催要項……（四七）

第二百九号　目次

大伴家持と万葉集の編纂……村瀬憲夫
——伊藤博著『萬葉集の構造と成立』の顕彰と検証——
草香山を越える……影山尚之
「針」考……岩田芳子
——三輪山伝説をめぐって——
書評
蜂矢真郷著『国語派生語の語構成論的研究』……小柳智一
予告

西風の見たもの

――上代日本における中国詩文――

内田賢徳

クロード・ドビュッシー「西風の見たもの」（『前奏曲集第一巻』）より

はじめに

吹き過ぎる風のように、東海の島嶼を中国の文化が通り過ぎてゆく。ものを象る図像と膨大な数の音節の多種多様に結びついた恣意の集まりが、相互に孤立して記号体系をなす漢字という表記システムを方法とする文化、それがこの列島西部の言語に残したあとは、とりわけ『萬葉集』に濃厚に存する。それを、小著『上代日本語表現と訓詁』に記したことの反省もふまえながら、時代と方法を逐って見てゆく。

一　訓字の契機

文字をもたない言語が他言語の文字を借用して、文字化される場合、通常は実体的に借用される。例えば、文字のない言語が言語学的に記述される場合、多くアルファベットに基づいて作られたデザインが用いられる。[1] 漢字による倭語、即ち原日本語の表記はまさしくその方法によっている。例えば「卑弥呼、邪馬臺国、卑奴母離」といった倭国の固有名の表記は、それぞれの実際の音価は不詳だが、三世紀における中国語の音節のうち、近いと聞かれた文字を使ってそれを写し、表記したものであることは確かである。多くが小韻の首字、つまり後の韻書で言えばそれぞれの韻の頭子音別の下位区分で最初の文字、例えば「卑」は、上平声支韻の「府移切」の項の最初の文字であるが、そうした思いつきやすい文字が選択されているという。[2] その方法は、基本的に『萬葉集』の音仮名に引き継がれている。しかし、仮名であることとは、その条件に尽きなかった。音仮名自体、右の〝分かりやすさ〟には留まらなかった。字母の多様が種々の理由のもとに求められている。

そして、仮名であることにとって、傍らに訓字の存することが今一つの条件であった。漢字によって倭語の音節を写すことが、

仮名であることの十分条件であるなら、訓字の存在は同じく仮名であることの必要条件を構成する。

倭訓という漢字の用法が現れたのは、六世紀と目される。ただし、その契機は既に五世紀、四七一年と判断される「稲荷山古墳出土鉄剣銘」にも見られたと言うべきである。例えば、繰り返される「其児名」という部分が、漢語のままに読まれ、理解されていたとは考えられない。理解があったとすれば、その理解は、倭語に移して「其の児の名」という倭語の言い表しのもとにあったであろう。もっとも、その場合、「其―ソノ」といった分節的な対応が意識されていたわけではなかろう。つまり、これを応用して、ソノイへという言い表しを「其家」と記すということ、すなわち倭訓の実現があったのではない。「其児名」というような簡単な構成を倭語の中で理解するだけであって、銘文の全体を倭文化して受容することなどありえなかったに違いない。この銘文は、雄略天皇の実在性を確かにしたという点に注目が集まって、文章自体への関心は乏しかったが、小著に記したように、七、八世紀の日本語とのはっきりした関連が求められること、文としては、中国六朝期の口語文的な要素をもつことが特徴である。所有者乎獲居は、杖刀人即ち武官の家系である。典曹人という文官であった「江田船山古墳出土鉄刀銘」の无利弖(利は推定)のために用意された銘文はそれなりの文章であって、そのために倭訓への契機は見られない。乎獲居のためには、倭人としての彼にも分かりやすい文章が求められたのだとしたら、その事態とは裏腹に、この銘文は、倭語を表記するということの前段階の状況を呈することで、大きな貢献をしたことになる。

訓字とは、右の文字の借用について言えば、もう一つのシステムの模倣というカテゴリーに属する。システムの模倣とは、文字がもとの言語で果たしている機能をそっくり文字をもたない言語に適用することである。この場合、漢字の表語機能をそのまま倭語に導入して倭語の文字とすることである。

北大津遺跡出土の通称「音義木簡」は、その観点からは模倣の方法を取り出したとも言えるありかたをもつ。この木簡は出土時から状態が悪く、釈読が困難な資料であったが、平成二二年、奈良文化財研究所飛鳥資料館秋期特別展示において赤外線写真による釈読の結果が示され、従来依ってきた東野治之氏によるスケッチ[3]が確かめられると共に、新たに釈読された部分もある。今、右の展示資料『木簡黎明―飛鳥に集ういにしえの文字たち』[4]によって各項目をあげると、次のようになる。なお、釈読不明の項は省いた。

①鑠　汙ツ　②賛　田須久　③慕　尼我布　④誣　阿佐ム加ム移母　⑤鎧　与里[比ヵ]　⑥[徑ヵ]　参須羅不　⑦采　取　⑧體　ツ久羅布　⑨[洛ヵ]　□羅□　⑩□□米　⑪積　久皮之　⑫帔〈披〉開　⑬費　阿[多ヵ]　[比ヵ]　⑭検　□

これらが、当時中国の文献を訓読したメモのようなものであることは、小著に述べた。今、その反省に立ち、不備も補いつつ検討を記しておく。①は新たに釈読された部分である。「鑠」は、「書薬切、銷鑠」（広韻・入声）で、倭音シャク、溶かすの意である。倭訓の「汙ツ」は、ウツ、「汙」は「汚」の別体で、仮名としてはウ（呉音）に用いる。「汙隅比須」（萬5・八三七）の例を見る。この場合、溶かすとウツでは意義は遠いように見える。他の場合もそうであった（小著）ように、訓詁は得にくいが、次の例など候補としてもよい。『戦国策』（秦策）に、「秦先得二斉宋一、則韓氏鑠、韓氏鑠、則楚孤而受二兵也一」とある部分、通常「鑠」はトロカスと訓むが、弱くするの意だから、ウツも可能か。ただし、「鑠ウツ」の訓は、『類聚名義抄』にもみえない。②については、これが「賛　佐也」（左伝杜預注など）という訓詁に基づいて、「佐」をタスクと倭訓で記したものである（小著）とすれば、「佐　タスク」は、既に自明の倭訓であったことを再確認しておく。③の「慕」をネガフと訓むのは、羨慕（思い焦がれる）といった意の場合で、『荘子』（徐無鬼）に、「羊肉不レ慕レ蟻、蟻慕二羊肉一」といった例が見られる。この倭訓は、萬葉集に、「水沫なす　もろき命も栲縄の　千尋にもがと　願ひ暮らしつ〈慕久良志都〉」（5・九〇二　憶良）とある例の訓みに傍証を与える。この歌の「慕」は、諸本すべてネガヒであり、また「世の人の　尊び願ふ〈貴慕〉」（5・九〇四　憶良）の例もあり、問題とされたこともないが、憶良にのみ見える表記であり、また『時代別国語大辞典　上代編』が注記するように、上代語のネガフは、神にネグ（何かを念ずる）と言う時のネグに継続のフがついた語形で、心中に念ずるというその原義に近い用い方の例である。この表記は憶良のみに見られ、「たらちねの　母がそのなる　桑すらに　願へば〈願者〉衣に着るといふものを（7・一三五七）」のような依頼の意味と区別して用いたのであろう。後の訓読資料では、「遂に慨然（と）ツ（ン）シミ、慕（ネカヒ）を懐（き）て遍（く）殊の方を歴（へ）……」（知恩院蔵大唐三蔵玄奘法師表啓　平安初期点）[5]が見られる。④については小著参照。⑤は「鎧」字をヨロヒと訓むだろうが、名詞か動詞か不明。ただ、ヨロフ―ヨロヒが七世紀から見られるということは、「とりよろふ〈取與呂布〉　天の香具山（1・二）」の解釈に波及することと

なろう。里を口乙の仮名に使うのは、「群玉の　くるにくぎ鎖し堅めとし　妹が心〈去々里〉は　動くなめかも（20・四三九〇）という防人歌にみえる他、「造万里」（斉明紀）といった人名に見られる。⑥については、『新撰字鏡』に該当字を見るほか、この項目の字体は見られない。なお『類聚名義抄』以下は、『新撰字鏡』によったものである。「偓　烏角反、伶征也、人名也、佐須良戸阿留久」（天治本）とある、その倭訓はこの木簡と合っていて、右の釈読が正しければ、始めて類例を見ることになる訓詁である。「伶征」を、山田孝雄『新撰字鏡攷異』は「伶征」に校訂する。しかし、ここは「伶征」でもよいところで、「伶」は「伶俜」と用いて、さまようの意、図書寮本「顕宗紀」（元年二月）に、「詔曰、老嫗伶俜羸弱（て）不便行歩（に）」とあり、『類聚名義抄』（観智院本）に「伶俜　サマヨフ」の訓を見る。探索はそれで尽きてしまいそうだが、ここは「偓」を参照する必要がある。『篆隷萬象名義』に、「偓　於楽反、儉也、伶也」とあり、また『新撰字鏡』に、「偓　倭乎久反、於角反、入、聖也、伶也、仙人名也」とある。「仙人名也」は、『説文解字』に、「偓　偓佺、古仙人名也、从人屋声」とあるもの。ちなみに「偓佺」は、舜帝の時の仙人で、松の実を食し飛行したと伝える（列仙伝）。「聖也」も同じか。また、「儉也」は、「偓」を「偓促」（国語でアクセクという語）、こせこせすると用いる時の意であろう。そして、「伶也」は、さまようの意であり、『新撰字鏡』の行人偏に作る字は、これと関わるのではないのか。例えば「彷徨」も人偏に作ることがあるように、「偓」に並んで用いられたのであろう。或いはこの釈読が「カ」と付すように、他の可能性も考えられ、例えば、「徨・徨」であったのではないかとも考えられる。『説文解字』に「徨　久也、从レ彳、声読若レ遅」とあり、『広雅』（釈訓）に、「徨、往来也」とある。「徨徨」は「遅遅」に通ずる。『毛詩』（邶風・谷風）に、「行道遅遅、中心有レ違」とあり、毛伝に「遅遅、舒行貌」とある。倭訓サスラフは、その訓義に適っている。なお、「参」をサの仮名に使う例は他になく、またここは明瞭に参とよめるわけでもないので、むしろ東野氏のスケッチからは、「柴」字を考えたい。サの仮名としては、「尓保鳥之　奈津柴比来乎（12・二九四七　一云　人麻呂歌集）」の例がある。サスラフは、上代に確例を欠くから、この例は貴重である。古訓としては、先の「伶俜　サマヨフ」の他、前田本『日本霊異記』下巻に、「跉蹤　佐須良不留者也」の訓釈を見る（「跉蹤」は、「伶俜」に同じ）。⑦は、小著参照。⑧のツクラフは、ツクロフの古形ということになる。ツクル（作）の未然形にフのついた語形であろう。「皇極紀」元年の歌謡、「大和の　忍の広瀬を　渡らむと　足結手作り　腰作らふも〈豆

矩羅符母〉」（紀106）のツクラフは、従来一語扱いされていなかったが、これに当ててよいのではないのか。それには「體」の訓詁が関わる。右の「腰作らふも」は、腰の備えを十分に整えることをいう。それに適う「體」の訓義は、『毛詩』（大雅・行葦）に「方苞方體　維葉泥泥」とあり、鄭箋に「體、成レ形也」とあるそれである。詩句は、葦の葉が茂り、形をなしている、葉はつやつやとしているの意。ツクロフの語形になってから、修理、繕といった意義となったが、原義は形を整えることであろう。⑪「糟」をクハシと訓む例については、依然として字体の検討が果たせない。表出字が「精」なら、「精　妙小也」（篆隷萬象名義）の訓義が対応するが、関係不明である。⑫の「披　開」について、少し検討を加えたい。これについて知られる訓詁は、次の三点である。

披　補寄反、周也、析也、散也、張也、開也（篆隷萬象名義）

披　敷羈切、又作皷、開也、分也、散也（広韻　上平声支韻）

披二重壤一以誕載兮、参二辰極一而高驤

（魏嵇叔夜〈康〉「琴賦」文選巻一八　李善注「披、開也」）

（重壤を披いて以て誕いに載ひ、辰極に参りて高く驤る）

〔琴の材である椅梧は〕大地を押し開いて大いに生え、北極星に届かんばかりに高くそびえている。〕

第一、第二例から見て、『玉篇』にも『切韻』にもあったのだろうが、伝わらない。李善注は何かによって記しているのだろう。ただ、他の例で例えば「謝二朝華於已披一、啓二夕秀於未振一」（晉陸士衡〈機〉「文賦」文選巻一九）には、「華秀以喩文也、已披言已用」と注し、この場合も「披、開也」が該当するが、特に記さないのは、分かりやすいから（朝華を已に披けるに謝り、夕秀を未だ振かざるに啓く）で、「琴賦」の場合はこの注が必要だったのだろう。なお、希麟撰「一切経音義」（新訳十地経巻一）に、「披緇　上敷羈反、説文云開也、散也」とあるが、『説文解字』にはこの訓義は見当たらない。そもそも「披」の字義は、『説文解字』に、「披　従レ旁持曰レ披、从レ手皮声」とあって、「かたわらからささえもつ」である。[6]『玉篇』や『切韻』のこの訓義が何に基づくのか、未詳である。

七世紀後半とされるこの木簡（むしろ訓義木簡）が、どのような用途をもつものか、詳細は不明だが、この時期に訓字が相当に使用されていて、かつそのよみを仮名で記すことが行われていたことは、この資料によって確実と言えよう。少数例に過ぎないが、ここには後の倭訓字書がその萌芽を見せていると言ってよい。かつ、「鑠　汗ツ、賛　田須久、慕　尼我布、誣　阿佐ム加ム移母、鎧　与里〔比カ〕、〔徨カ〕　参須羅不、體　ツ久羅布、糟　久皮之」のように仮名でよみを記したものに対して、「采　取、皷〈披〉

開」のように、元の訓詁をそのまま記す例は、既に「取―トル、開―ヒラク」という訓字がなじみのあるものとして、仮名同様に倭語を表す文字となっていたことを意味する。

二　「柿本人麻呂歌集」の訓字選択

歌を記す文字は、通常、つまり書き留めるという限りには仮名が用いられたであろう。「斉明紀」四年〈六五八〉十月、愛孫建王を悼む歌を詠んだ斉明天皇は、「斯の歌を伝へて、世に忘らしむることなかれ」と秦大蔵造万里に命じている。歌は当然書き留められたであろう。そして、状況からすれば、万里が作り、書いた歌を呈したのであろう。それが一字一音の仮名であった蓋然性は高い。ただ、その音連鎖を誰でもが辿って歌に還元できたかというと、それは疑問である。恐らくは渡来人系の少数のみがそれを可能としたのであって、広がりは狭かったであろう。別の言い方をすれば、その限りにはその文字は倭語の音節を写した仮借の漢字であって仮名ではない。

歌を記すこと、つまり歌詞を書き留めることは、一般の文書ということがらを伝えるものとは性格を異にしている。ことがらを伝えるには訓字が便利である。並んでいる訓字を辿ってことがらを了解する時、そこにあるはずの文は不定であってよい。「西河原森ノ内遺跡出土木簡」で、「馬不得」「舟人率而」を「馬を得ぬ」「舟人を率て」の助詞ヲを表記しない書記法と限定することは出来ない。単に「馬得ぬ」「舟人率て」と還元しても構わない、或いは一定の文に還元することなく、ことがらを了解してもよい、そういう書記法である。一方、「盡不得物　戀在（11・二四四二四、五句）」は、恋が尽くしえぬものだということを了解すれば足りるのではない。それは何らかに七七の音律に還元しなければならない。「尽くし得ぬものは　恋にしありけり」は、現在私たちが納得している還元案だが、仮にそれとして、その音律をもつことが理解と並ぶ条件なのである。その制約は、一般の文書の書記法と歌の訓字表記法とを不連続なものとする。

柿本人麻呂が歌を表記ならぬ記定するのに訓字を主とする方法を取りえた前提には、その制約がある。訓み方の自由度は音律によって制限され、文体事実が恣意的であってよいということはない。そしてそこには、漢字によって示される意味世界が広がる。それを倭語の内側から構成すること、それが方法であった。

朝づく日　向かひの山に　月立てり見ゆ　遠妻〈遠妻〉を持ちたる人は　見つつ偲はむ　（7・一二九四　非略体）

右の旋頭歌、月立てり、新月を迎えて、とほづま、離れていて会えない妻をもつ人は、改めてその妻を思う感慨のうちに新月を

称えている。「立てり見ゆ」という終止形接続のミユは、そうした見えているものを称える語法である。トホに遠をあてるのは、いわゆる正訓で、殊更のことではない。しかし、次の例ではトホヅマは、「遥娭」と表記される。

遠妻と〈遥*娭等〉手枕交へて寝たる夜は鶴がねな鳴き明けば明けぬとも

（10・二〇二一　非略体［七夕歌］「*娭」小島憲之に依る）[7]

七夕歌中のこのツマは織女星、一年に一度しか会えないツマである。「遥」は、「遥　与照反、遠也、行也」（篆隷萬象名義）とはあるが、「自二東河一至二於東海一、千里而遥」（礼記　王制）に見られるように、あてどのないとほさであって、「遠」より程度的に上回っている。「魂魄帰徠、無二遠遥一只（魂魄帰り徠り、遠く遥かにする無し）（楚辞　大招）[8]　王逸注「遥、猶二漂遥一、放流貌」」ともある。とすると、一二九四歌のトホヅマは、言わば行けば行けるくらいの、到達可能な地に居るのであろう。二四二六歌はその違いを利用する。

遠山に〈遠山〉霞たなびきいや遠に〈益遐〉妹が目見ねば我恋ひにけり

（11・二四二六　略体）

遠山がとほくある、それより妹と会わないでいる時間のとほさを「遐」が表している。『篆隷萬象名義』に「遐　何加反、遠也、翱也、翔也、逍遥也、徬徉也、彷徉也」とある。「逍遥也、彷徉也」は、『楚辞』（遠遊）に「聊仿佯而逍遥、永歴二年而無一成（聊く仿佯して逍遥せん、永く年を歴て成る無し）」とある（王逸注「聊且戯蕩而観聴也」）。

これらから、「遐」も、「遥」と同様の、あてどなくさまようの意と考えられる。「遠山に霞たなびき」は、「いや遠に」への序であるが、遠山が遠くあること、それより妹と逢わないままの時間の長さを、あてどのない長さとして表現している。「遠」と「遐」は、一往変字法の一種であり、基本的に差を持たないが、人麻呂は単にそれに尽きない用い方をしている。訓字の選択によって、歌の意味を多義的に表現しようとしている。同じ far distance であっても、「遠」は計測可能な far distance として、「遥」や「遐」は「遠」を上回る、あてどのなさとして使い分けている。倭語でトホシと言っただけでは表現されない意味の広がりを、訓字がその本来の意味喚起によって表現している。歌の意味世界は、このようにして人麻呂によって大きく拓かれた。実は、私たちもヒラクに「拓」をあてて、きりひらくという意味を託したりする、同じ方法をもっている。

人麻呂の用字法を仮に後人の仮託だとしたら、その人物は人麻呂以上にその表現意図を理解し、実現しうる人物だったことにな

る。それはまず考えられないだろう。かえって後人は、人麻呂の用字法を模倣しながら、その意図に届かず、訓詁上の誤りを犯すことさえ見られる。

人麻呂のその方法が、義訓的用法と連続していることに注意したい。

朝影に我が身はなりぬ玉かきるほのかに見えて去にし児故に
（11・二三九四「正述心緒」人麻呂歌集略体）

朝影　吾身成　玉垣入風所見　去子故

「玉垣入風」（本文）に、神宮文庫本は、右にタマカキノホノカニ、左に（タマカキノ）スキマニと附訓している。仙覚寛元本は、底本の訓を右に、仙覚の改訓を左に記すから、この場合、底本にホノカニとあったことになる。次点本のうち、『類聚古集』に「おほのかみえて」とあるのが、それに近い。ちなみに京大本には右にタマカキノスキマニとあり、左に代赭でカケロフノホノカニとある。

ホノカに確例はなく、「髣髴」が七例見られるだけである。

……うつせみと　思ひし妹が　玉かぎる　ほのかにだにも
〈髣髴谷裳〉見えなく思へば
（2・二一〇　人麻呂「泣血哀慟歌」第二長歌）

朝影に我が身はなりぬ玉かぎるほのかに見えて〈玉蜻髣髴所見而〉去にし児故に
（12・三〇八五「寄物陳思」）

「風」をホノカと訓む場合についてのこれといった訓詁は見当たらない。

『日本霊異記』序に、「故聊注二側聞一、号曰二日本国現報善悪霊異記一」とあり、興福寺本訓釈に、「側　保乃加尓」とある。「側聞」は、仄聞と同じく伝え聞くという、不確実な伝聞を意味する。前漢賈誼の「弔屈原文」（文選巻六〇）に、「仄聞屈原、自沈二汨羅一」（側漢書作仄）とある。左遷された賈誼が、自らの境遇を屈原に託す賦の文体をもつ弔文、李善注に、「列子曰、吾仄聞之」とあり、『列子』天瑞に「夫子嘗語二伯昏瞀人一、吾側聞之」とある。夫子は列子の師壺先生、その師が友人に語るのをかたわらできいた不確かな話だが、と語り始める。「側　保乃加尓」は、それらと同様、不確かな話だが、それを記すというのである。両方とも謙遜した言い方である。「髣髴」をあてる萬葉集例（他に一一五二、一五二六、三〇三七、三一七〇、三三四四）は、それを対象的にぼんやりしたさまとして表記する。「山有二小口一、髣髴有レ光」（陶淵明「桃花源記」）は知られた例。「風」についても、「風聞」と使うときの意味で、但し、「風のたより」、風が運んでくる話（「風評」はその意味で日本的な造語）というのとは微妙に異なる。「風以動レ之、教以化レ之」（毛詩　関雎・序）が、夫婦のあり方をほのめかすことで

教化することを意味しているように、直接的でないことを意味している。「ほのかに見えて」は、はっきりとしない、ぼんやりとしか見えなかったことをいう。保延二年〈一一三六〉書写の『法華経単字』が「風」にホノカと附訓するのは、「梅檀香風、悦二可衆心一(法華経序品　風ホノカ)」、梅檀の芳香が人を悦ばせるというので、その粉をまぜて撒いたという箇所で、それがほのかに漂うということである。観智院本『類聚名義抄』の「風　ホノカナリ(平上平　ナリの右にニ)」はこれを引くものであろう。仏教説話の中にも見られる。「諸行無常、是生滅法」ト云フ音ヱ風ノカニ聞コユ」(三宝絵「雪山童子」観智院本　文永一〇〈一二七三〉)。

なお、タマカキルを「玉垣入」と表記するのは、同じ人麻呂歌集(非略体)の、

まそ鏡見とも言はめや玉かぎる磐垣淵の〈玉限石垣淵乃〉隠りたる妻　(11・二五〇九　問答)

にみえるかかり方に同じく、閉じこもったまま二度と姿を見せず去ってしまったとして、その籠もるさまを「御諸に　築くや多麻加岐」(記歌謡)のような侵しがたい境域に籠もるとするものであろう。

三　柿本人麻呂と『遊仙窟』

『遊仙窟』は、萬葉集歌に多大の影響を与えた。それは単に題材を提供していることに尽きない、歌を詠む発想と方法に亙っている。

日本への伝来の時期は、後述の例に示すように微妙だが、七〇一年に遣唐使の末席に少録として加わった山上憶良が密接に関わった可能性が高い。憶良の帰国は定かでないが、仮に第一次の群に加わっていたとすると、慶雲元年〈七〇四〉七月帰国となる。中国では早くに散佚したと見られる『遊仙窟』にとって、八世紀、その憶良に引用されたことは、極めて幸運であったことになる。

遊仙窟曰、九泉下人、一銭不レ直　(巻五　山上憶良「沈痾自哀文」)

「自哀」という装いの内面にある生への執着を隠さない、憶良独特の構え方の中にこの一節は引かれて、死人には一銭の値打ちもないと断じる。文そのものは『遊仙窟』の原文に対して断章取義であるが、ともかく、これが書かれたと目される天平五年〈七三三〉、張文成がそれを著して(七世紀後半か)からほぼ半世紀後の日本にこの書が実在したということは、作品成立にまたとない傍証であろう。

さて『萬葉集』には多く利用されている『遊仙窟』の、その上限を考えてみよう。次の歌に『遊仙窟』を参考とするものが多い。

恋するに死にするものにあらませば我が身は千度死に反ら（ちたび　かへ）ましし〈千遍死反〉　（11・二三九〇　正述心緒　人麻呂歌集略体歌）

小島憲之『上代日本文學と中国文學　中』に、「『千遍死反』と云ふ表現の中に何か新奇な表現が感じられる。この歌などもおそらく遊仙窟の女主人の美しさを述べた〈後掲部分の引用〉に暗示をえたものであらう」と指摘されるのに始まり、最近の注釈では、「（遊仙窟に）よるか」（新編全集）、「（遊仙窟を）踏まえている」（新大系）のようにあげられている。「死反」は意味を取りにくいが、一千回死に、そのたびごとに生き返ることを言うのであろう。類歌に、

思ひにし死にするものにあらませば千度そ我は〈千遍曽吾者〉死に反らまし〈死變益〉　（4・六〇三　笠女郎）

がある。ただ、「千遍死反」が単に死の繰り返しだけを意味していないことは、

わたつみの沖に持ち行きて放つともうれむそこれのよみがへりなむ〈将死還生〉　（3・三二七　通観僧）

の「将死還生」が、旧訓シニカヘリイカムであったことに照らしても、同様の甦生を意味する表現であっただろう。武田祐吉『萬葉集全註釈』がこれに従う。ヨミカヘリナムの訓は荷田信名『萬葉集童蒙抄』（ヨミガヘランヤ）、賀茂真淵『萬葉考』（ヨミカヘリナム）に始まり、踏襲される。「死に、還る」という構成である。「反」は、かえるの意。『尚書』（夏書　五子之歌）に、「畋二于有洛之表一、十旬不レ反」とあり、孔安国伝に「十日曰レ旬、田猟過二百日一不レ還」とある。また、「変益」のカヘラマシは、カフ（下二段）の訓を利用し、かつ死とは別のものにカハルの意を含ませる義訓的用法。

これらの出典ともされる『遊仙窟』の文は、

能令下二公子一百廻生上、巧使下二王孫一死上

（能く公子をして百廻生（ももたびい）かしめ、巧（たくみ）に王孫をして千遍死（ちたびし）なしむ）

という一節（醍醐寺本による、訓読は簡便を期す。以下同）であり、五嫂の容姿を激賞したあと、その魅力が貴公子たちを生かしたり殺したりすることを大仰に表現している。萬葉の二例と比較して疑問なのは、こちらでは女の容貌、姿態に蠱惑されているのではなく、恋の思いに死ぬと言っている点である。後述の『遊仙窟』を利用した例は、いずれもその筋立てに沿うようにしてある。二例がずれているのは疑問である。

近時寺川眞知夫「万葉集に見える仏教の諸相」[9]は、「むしろ『大智度論』第十六巻の『菩薩は諸の衆生の為に一日の中、千た

び死し、千たび生ず』という表現に依拠しているとみたほうがよいと思います」と指摘している。しかし「本来の文脈から切り離して、仏教の教えに背くような表現のなかにはめ込む」というような方法を敢えて取るかどうかは疑問である。ただ、どのようなものにせよ、人麻呂が「死反」を中国文献から学んだことは十分に考えられる。それは、例えば、『搜神記』巻十五にみえる、男の一途な愛情で死んだ女が生き返った(死而更生)というような内容でもよい。

そして、笠女郎はともかく、「人麻呂歌集」の方は、時期的に『遊仙窟』を参照するのは難しいのではないのか。『遊仙窟』の成立を、仮に上限を六七五年(張鷟の進士合格の年)に設定してみた上で、「人麻呂歌集」との年代比較を考える。

「人麻呂歌集」は、『萬葉集』に引用されている文献である。しかし、その外部に一切の徴証をもたないということ、また引用が編纂上のそれ、つまり左注等に記されるだけで、「人麻呂歌集に曰く、云々」の引用形式を欠くことによって、右にあげた『遊仙窟』が憶良に引用されているあり方と異なる次元にある。従って、「人麻呂歌集」を実体的に捉えることは、一つの仮定の上に立つに他ならない。同様にして、人麻呂の周辺に歌の記録があったとして、編集されているわけでもないそれを『萬葉集』編者の誰かが、歌集として編纂されたもののように扱っているだけだという仮定に立つことも出来るはずである。但し引用としてのみ存在する歌群という限りにも、巻十一において、説かれてきたように「正述心緒」「寄物陳思」「問答」という分類を越えて括って「以前一百四十九首柿本朝臣人麻呂之歌集出」と注していることに忠実に従えば、元の歌群には既にその分類が施されていたことになる。先述の創意に富む用字法からしても、その歌群は相当に推敲され、整理された結果としての「歌集」であっただろう。

とすれば、その引用に記された年記も由あるものとして扱うべきであろう。「此歌一首庚辰年作之」(10・二〇三三左注)の庚辰年は、天武九年〈六八〇〉に比定される。一方の「大宝元年辛丑幸二于紀伊国一時見二結松一歌一首」(2・一四六)は、この題詞の下に小字で「柿本朝臣人麻呂之歌集中出也」とあって、その記載形式から疑わしいとする向きもあるが、同じ小字形式で歌本文の下に記される巻十四(三四七〇、三四九〇)とは異なっているだろうとすると、これも参照した方がよいと考えられる。大宝元年〈七〇一〉は、人麻呂の活動としては随分遅い時期となる。

『遊仙窟』が書かれて早いうちに人麻呂の手に入ったということは、可能性としてはあるものの、蓋然性は極めて低い。遣唐使以外のルートで『遊仙窟』がもたらされたかも知れないにしても、

商品の性格として特殊であり、一般の物品とは異なっていよう。まずは通説のように、大宝元年（七〇一）粟田真人を執節使とする遣唐使が組織され、翌年出発、そして慶雲元年〈七〇四〉から三次に亙って帰国したその一行によってもたらされたとすべきであろう。中でも、少録として渡唐した憶良は、深く関わったと考えられる。ただし、彼は買うことはできなかったであろう。一行の中の高官が、いっそ粟田真人が購入して、憶良に読解させたと想定してみたい。

従って、『遊仙窟』を利用した最も早い歌は、蓋然的に次の一首となる。

暁と夜烏鳴けど〈暁跡　夜烏雖鳴〉この山上の木末が上はいまだ静けし　（7・一二六三　古歌集「臨時」）[10]

該当箇所は、

詎知、可憎病鵲、夜半驚レ人、薄媚狂雞、三更唱レ暁

（詎か知らん、可憎の病鵲、夜半に人を驚かし、薄媚き狂雞の、三更に暁を唱ふるを。）

である。「古歌集」は「大神大夫、長門守に任ぜらるる時に、三輪川の辺に集ひて宴する歌二首」（9・一七七〇、七一）の左注にみえる「古集」（他に7・一二四一～四六）と同じとすれば、この左注の「大神大夫、長門守に任ぜらるる時」が大宝二年〈七〇二〉であり、古歌集は、主として平城京遷都以前、持統・文武朝の歌を収めると考えられる。[11] 七〇四年頃に『遊仙窟』がもたらされたとすると、一二六三歌は、ほぼ慶雲年間（七〇四～七〇七）から和銅三年（～七一〇）頃と想定できそうである。いち早き《みやび》であったか。

四　大伴家持と『遊仙窟』

家持が『遊仙窟』を利用していることはよく知られる。その実態を「更に大伴宿祢家持、坂上大嬢に贈る歌十五首」（巻4・七四一～七五五）に見る。次の四首が指摘されている。それぞれ『遊仙窟』の対象箇所と並べてあげる。

夢の逢ひは苦しかりけりおどろきて掻き探れども手にも触れねば　（4・七四一）

小時坐睡、則夢見二十娘一。驚覚攪レ之、忽然空レ手。（小時ありて坐ながら睡む、即ち夢に十娘を見つ。驚き覚めて之れを攪ぐるに、忽然に手を空しくせり。）

一重のみ妹が結ふらむ帯をすら三重に結ふべく我が身はなりぬ　（4・七四二）

日日衣寛、朝々帯緩。（日日に衣寛び、朝々に帯緩ぶ。）

夕さらば屋戸開け設けて我待たむ夢に相見に来むといふ人を
（4・七四四）

積レ愁腸已断、懸望眼応レ穿、今宵莫レ閉レ戸、夢裏向二渠辺一
（愁を積む、腸已に断へなむとす、懸に望みて眼穿けぬべし、今宵戸を閉すこと莫し、夢の裏に渠が辺に向でこむ）

夜のほどろ出でつつ来らく度まねくなれば我が胸切り焼くごとし
（4・七五五）

未曽飲レ炭、腹熱如レ焼、不レ憶レ呑レ刃、腸穿似レ割（未だ曽にも炭を飲むとおもはざりしかども、腹の熱いこと焼くが如く、刃を呑むと憶はざりしかども、腸の穿くること割くるに似たり）

これらは、歌の表現内容が対応している例である。他に一例、同じく「更に大伴宿祢家持、坂上大嬢に贈る歌十五首」のうちの一首、

朝夕に見む時さへや我妹子が見とも見ぬごとなほ恋しけむ
〈由繻四家武〉
（4・七四五）

の副詞ナホに「由」を宛てる事例があげられる。この用法の「由」は「猶」の通用字（猶の仮借、共に「以周切」）であるが、これは中国詩文でもまれな用法で、またその訓詁例は少なく、従って『遊仙窟』醍醐寺本に、

犬馬何識、尚解レ傷レ離、鳥獣無レ情、猶知レ怨別
（犬馬何ぞ識らん、尚ほ離を傷むことを解れり、鳥獣情無くも、猶ほ別を怨むことを知れり）

とある箇所の「猶」字が他の諸本では「由」とあること（真福寺本は消えている箇所）は重要である。かつ金剛寺本に「由猶江」とあることからして、江家本を除いて「由」と伝わったことが分かる。かつて説いたように[12]、この箇所は、『遊仙窟』中のこの構文で唯一「猶」ではなく「尚」の使われる箇所であり、対句をなすもう一方も、元々「猶」ではなく「由」を用いる文飾であったと考えるべきだろう。家持がこの用法をここから学んだ蓋然性は高い。『萬葉集』中この用法に「由」を用いるのは家持のみ（他に題詞二例、17・三九六五、三九八三）であることも参考となる。

これらの例には、いずれも相手である坂上大嬢も『遊仙窟』を知っているという条件が必要であろう。『遊仙窟』の表現を思い起こしつつ読むことで、家持の意図も伝わるはずである。七四一歌の例で、「おどろきて搔き探れども手にも触れねば」の三句は、本文に「覺而　搔探友　手二毛不所觸者」とある。『遊仙窟』の該当部分には「驚覚攬之、忽然空手」とある。「搔探」が「攬」に該当することも相手には既知のことであっただろう。これがこの部分のテキストの示している内容である。テキストは平板な文

字列ではない。そこに〝織り込まれた〟意味に対する記号のあやぎぬである。あやの由来すること、即ち出典という別の意味をめぐって、成立はある。さらに、この「掻探」を、詠み手と贈られた相手とが共有していた訓のメモと推定することは恣意ではない。

七四五歌の副詞ナホに「由」を宛てる箇所、難しい訓みだが、大嬢は難なくナホと読めたであろう。

五　大伴家持における歌ことばの選択
―「遥聞」をめぐって―

朝床に聞けば遥けし射水川朝漕ぎしつつ唱ふ舟人
（19・四一五〇　家持「江を泝る舟人の唱を遥かに聞く歌一首」）

朝床尓　聞者遙之　射水河　朝己藝思都追　唱船人

国守館の別館とされる、後には測候所の建てられた高台から、当時は広い眺望が得られたであろう、そこに国守は朝寝のけだるい時間を過ごしている。都に残した妻の目醒めを、「ぬばたまの夜床片去り　朝寝髪　掻きも梳らず」（19・四一〇一）、私が都を後にしてから嘆いていると想像するのだから、「朝床」は普通に目醒める朝の床ではあるまい。天若日子最後の眠りの朝のように、まだ寝ていたいと感じているような遅い目醒めであろう。眠れない夜を過ごしたという想像もある。そこに舟歌（バルカロール）が聞こえてくる。舟を漕ぐのに合わせて歌うのだから、ゆったりしたリズムの歌であろう。そのゆるやかに流れる時間が作者の気分とよく合っている。そして、和歌史においてこの歌は、人の歌声を詠んだ最初の例と位置づけられる。[13]

この歌について知られていることは、以下の点である。文献を略号で示す。

H　芳賀紀雄『萬葉集における中國文學の受容』「大伴家持―ほととぎすの詠をめぐって―」（塙書房　二〇〇三年一〇月　初出一九八七年一二月）

T　鐵野昌弘『大伴家持「歌日誌」論考』「光と音」（塙書房　二〇〇七年一月　初出一九八八年一月）

T　「大伴家持」（和歌文学講座3『万葉集Ⅱ』勉誠社　一九九三年三月）

U　内田賢徳「感傷と知」（『萬葉』第一八一号　二〇〇二年七月）

①「聞者遙之」は中国詩の語「遥聞」を利用して作られた句である。（H）

②「遥聞」は、古くからみえる漢語だが、六朝、初唐詩では、

「遠聞」と同じく用いられた。「遠聞」が仄平の声調であるのに対して「遥聞」は平平であり、声調の必要上使い分けられた。従って、元の意は、間接的に聞くの意だが、詩では直接遠くの音や声を聞くの意である。（U）

例えば、

陸賈至二南越一、王甚恐、為レ書謝称曰、「……又　遥聞高后尽誅二佗宗族一、掘二焼先人冢一、以レ故自　弃、犯二長沙辺境一。……」　（『史記』巻一一三「南越」伝）

と

右、天平十八年秋九月二十五日に越中守大伴宿祢家持、遥かに弟の喪を聞き、感傷して作る。　（17・三九五九　左注）

は、間接的な伝聞だが、

近挹二人披霧一、遥聞二境震雷一　「近挹人披霧、遥聞境震雷」　（初唐宋之問「酬二李丹徒見レ贈之作一」）

は、遠雷を聞いている意味である。参考までに平仄記号を附しておいた。

③家持は、「聞者遥之」という倭語表現の中に、中国詩的な情趣を実現しようとした。（HTU）

次の詩との関係が深い（T）。

春夕早泊和劉諮議落日望水　（梁・何遜「何水郎集」）

春の夕早に泊まり、劉諮議の「落日に水を望む」に和す。

……　……

日暮江風静　日暮れて江風静かに

中川聞棹謳　中川に棹謳を聞く

……　……

④「暁を覚えぬ春眠の夢より覚めた多感の国守の枕に、丘の下を流れる射水河からつたはる船歌である。『遥けし』の一句は、その実状と、ほのぼのした情感を写すに適ひ、胸に浮ぶ複雑な思ひを微妙にぼかしあげてある」（佐佐木信綱『萬葉集評釈』一九四三～五二）という、この歌をめぐる代表的な評価は、こうした条件からは、改められてよい（U）。

「遥聞」は、見てきたように、空間の広さを印象させる語であって、あげた中国詩の用例に、共通する特定の情感との結びつきは見られない。とすれば、「聞けば遥けし」とは、その広さや遠さをいう表現で、まずはあることになる。聞こえてくる舟唄は、何遥詩なら、客愁のきく声、と言うより、愁いの中に見る風景の一つであろう。家持のこの時の状況に客心を寓することは妥当であろうか。巻十九冒頭からこの歌までの十二首には、家持の郷愁

が指摘されている。その気分が直ちに旅の愁いではないことは、この間家持が越中を離れるのでもないという単純な事実からも言えよう。その意味では、直接性は題材的なことに限られることになる。「棹謳」は、例えば、宋鮑照「登黄鶴磯」詩（鮑参軍集）にも「臨レ流断二商弦一、瞰レ川悲二棹謳一」とあり、題材としてということなら、これでもよい。それなら、「遥聞」という語の使用とも軌を一にする。

一方、佐佐木『評釈』のような風に言われるこの歌の評価は、巻十九末三首を「主観の色調を通じて自然の情景を再現するに至った」（評釈）というように、頂点として評価することの結果に立って、そこから逆算して得られているように思う。

この初唐詩における「遥聞」の用法と家持歌の「遥かに聞く」を踏襲するものに『新撰萬葉集　下巻』にみえる次の例があげられる。

逢事者　雲井遥丹　鳴雷之　音丹聞筒　恋亘鉾　（四九九）
（逢ふことは　雲井遥かに　鳴神の　音に聞きつつ　恋ひわたるがね）
逢亘別易朋友契　逢ふこと亘く別れ易し　朋友の契り
袖交手交語何忘　袖を交へ手を交へ　語りて何ぞ忘れん
枕同臂拠心誰吟　枕同じく臂拠らば　心誰か吟かん
遥聞雷響疑友音　遥かに雷響を聞きて　友の音なひかと疑ふ　（五〇〇）

中国詩との関係から言えば、家持は、ここで「遥」をトホシにうつして使う可能性もあったはずである。前述のように、人麻呂は「遥娭」という表記でトホヅマと訓ませている。しかし、そうはしなかった。そこに家持の歌ことばの選択という問題がある。

ここで家持が採った語「遥之」は、新しい語であった。名詞形ハルケサは、湯原王歌と巻十の一例が家持歌に先行している。

秋萩の散りのまがひに呼び立てて鳴くなる鹿の声の遥けさ〈音遥者〉　（8・一五五〇　湯原王「鳴鹿歌」）
今夜のおほつかなきに〈於保束無荷〉ほととぎす鳴くなる声の音の遥けさ〈音乃遥左〉　（10・一九五二　夏雑歌「詠鳥」）
夏山の木末の繁にほととぎす鳴きとよむなる声の遥けさ〈聲之遥佐〉　（8・一四九四　大伴家持「霍公鳥歌」）

湯原王歌は、とりわけ空間の奥行きを感じさせる表現である。前景に秋萩が見えている。散り始めている萩の向うの見えない領域から、その妻たる萩めざして鳴く鹿の声が聞こえてくる。「鳴くなる〈鳴奈流〉」のナリは、聴覚に関わる動詞の終止形に続いて、聴覚によって、音を発している存在を確かなものとして知覚していると言い表す表現である。今、鹿の声が確かだが遥かに聞

かれている。そのハルケサは、単に far distance なのではなく、そこに届くことが考えられないほどの地点との距離への感じ方を意味している。そして、この湯原王歌で、鹿の声は、奥行きをもった空間の見える地点と見えない地点とを、糸のように繋いでいる。家持歌（一四九四）は、その表現を踏襲している。ただし、この場合、ホトトギスの鳴いている地点とこちらとの間を遮るものはなく、空間に奥行きは少ない。新しい語ハルケシは、これらの歌で選ばれている語である。

人麻呂は、恐らくこの語を知らなかっただろう。ハルケシと派生する前の古語ハロハロニは、

波魯波魯尓　言そ聞こゆる　島の薮原　（皇極紀歌謡）

のように、空間にあてどのない距離感を与えるのみであった。あてどのなさは、後に、

はろはろに〈波漏々々尓〉思ほゆるかも白雲の千重に隔てる筑紫の国は　（5・八六六　吉田宜）

のように応用される。旅人を中心とした筑紫での風雅に思いを寄せながらその遠さをあてどのないハロハロニの古語に託している。その吉田宜の趣向は、「思」君未」尽　重題二首」という題詞によるもう一つの歌（八六七）が「君が行き気長くなりぬ」という磐姫の相聞古歌（2・八五）の二句に始まることにも通っている。

人麻呂がこのハロを利用して、「遠妻―トホヅマ」「遙娭―ハロヅマ」のような語彙的な区別を考えることはなかったに違いない。多義的な一語の微妙な差異を訓字を使い分けることで表現することが、人麻呂のこうした事例における方法であった。従って、平安時代雲居と言えばハルカニと続いたその雲居に関連していてもトホシと形容する。

春日山雲居隠りて遠けども〈雖遠〉家は思はず君をしそ思ふ　（11・二四五四　人麻呂歌集　寄物陳思　略体）

また、この歌のように見えない距離であっても、

かくばかり恋ひむものそと知らませば遠くも見べく〈遠可見〉ありけるものを　（11・二三七二　人麻呂歌集　正述心緒　略体）

のように、努力すれば見える距離であっても、トホシと表現した。恐らく、いわゆる第三期の頃まで、ハルケシは、語としては存在していても、歌の表現には登場しなかった。

ホトトギスとの距離も、

うぐひすの　卵の中に　ほととぎす〈霍公鳥〉……ひねもす　に　鳴けど聞き良し　賂はせむ　遠くな行きそ〈遐莫去〉……　（9・一七五五　高橋虫麻呂「詠霍公鳥」）

のように、人麻呂の方法の模倣はあっても、ハルケシとは言わな

かった。そこに

ぬばたまの月に向かひてほととぎす鳴く音遥けし〈奈久於登波流氣之〉里遠みかも

（17・三九八八　家持「四月十六日夜裏遙かに霍公鳥の喧くを聞きて懐を述ぶる歌一首」）

という家持の選択の新しさがある。

ここで、先の「人麻呂歌集」における「遠」と「遙」の差を振り返りたい。二つの違いは、到達可能と不可能、計れる距離と計れない、あてどのない距離といったことにまとめられる。トホシとハルケシの差は、基本的にそれに並行的である。次の例からして、家持はこの二語を選択的に用いている。

玉桙の道は遠けど〈道者雖遠〉はしきやし妹を相見に出でてそ我が来し

（8・一六一九　家持「姑坂上郎女の竹田の庄に至りて作る歌一首」）

「竹田庄」は、大伴氏の荘園、そこに滞在する坂上郎女を家持が訪ねる。橿原市東竹田町の遺称地まで、佐保から二〇キロ弱という。現実に訪れることの出来る距離がトホシと形容されている。ハルケシのもつ心情的な距離感はここにふさわしくない。「遠」と「遙」の差を倭語の語彙の中にうつして歌に用いるという、人麻呂には見られなかった方法である。倭語の語彙もまた広がりをもって、その分それまでより多義的でなくなる。

家持におけるこのトホシとハルケシの使い分けは、平安朝和歌に継承される。ハルケシに代わってハルカナリが時代の語である。以下、それを、検証する。

おとは山をこえける時に郭公のなくをききてよめる　きのとものり

おとは山けさこえくれば郭公こずゑはるかに今ぞなくなる

（古今夏　一四二　紀友則）

音羽山なるがゆえに、ホトトギスの声を聞いたと、地名にちなむと共に、ホトトギス自体、今朝まさにこの音羽山を越えて訪れてきたのだと、その声が初声であることを暗示する、知的な技巧に優れる歌である。その到来したばかりという distance 即ち見えない遠さと声への感慨を「こずゑはるかに」と表現する。萬葉的なハルケシより距離を心情的に捉えることは顕著であろう。次の例はトホシとハルカを使い分ける。

をんなにむつまじくなりてほどもなくとほきところにまかりければをむなのもとより、くもゐはるかにいくこそあるかなきかの心地せらるれといひてはべりけるかへり

ごとにつかはしける　祭主輔親

あふことはくもゐはるかにへだつとも心かよはぬほどはあら

じを　　（後拾遺集　別　四九三）

作者は伊勢神宮祭主を務めた大中臣輔親、懇ろになった女を置いて任地（であろう）へ赴く。作者にとっては赴任する地であるからトホキ所と言っている。しかし女にとってはもう逢えないかもしれない、途方もない地である。「雲居遥かに行く」はその心情に即した距離感を表している。作者の歌はそれを承けて、「雲居遥かに隔つとも」心は通わぬわけではないよと、「あふことは雲居はるかになる神の音に聞きつつ恋ひやわたらん」という古歌（古今六帖・鳴神）を踏まえて慰めている。

次の例はトホシを時間に使うものである。

かへるかりをよめる　　赤染衛門

かへるかりくもゐはるかになりぬなりまたこん秋もとほしとおもふに　　（後拾遺集　春上　六八）

もう見えなくなって、声だけ聞こえる帰雁をハルカと形容するが、その雁が再び現れる次の秋は、一定の時間後に来るのでトホシと言っている。それを待ち遠しいと雁に訴える意味をこめる。

中世に降っても、趣向は異なるが、基本的には同じ差異を見ることが出来る。

御歌　　伏見院

秋かぜはとほき草葉をわたるなり夕日のかげは野べはるかにて　　（風雅集　秋上　五〇五）

眼差しが測ったdistanceと、眼差しが言わば思ったdistanceが空間を深く構成している。単なる類義の語を並べているのでないことは、同じ作者のハルカの用法を見れば明らかであろう。

かすむ日のゆふべのどけきやまぎはにわたるやとりのはるかにぞゆく　　（伏見院御集　一七九五　春）

鳥が見えない空間へと飛んで行くさまが悠然と眺められている。

記述的にまとめておけば、トホシは、相当の距離を隔てているが、通行可能な地点との実在的な距離感を言い、ハルカは、こちらの地点と向こうの地点の相互が、恣意的に離れていて、通行不能と感じられている心理的な距離感ということになろうか。

『萬葉集』の家持歌はその差を最初に意識した作と言えよう。

六　雪中瞿麥花

天平勝宝三年〈七五一〉

新しき年の初めはいや年に雪踏み平し常かくにもが　　（19・四二二九）

右の一首の歌、正月二日に守の館に集宴す。ここに降る雪殊に多く、積みて四尺あり。即ち主人大伴宿祢家持この歌を作る。

降る雪を腰になづみて参り来し験もあるか年の初めに　（19・四二三〇）

右の一首、三日に介内蔵忌寸縄麻呂が館に会集して宴楽する時に、大伴宿祢家持作る。

ここに、積雪重巌の起てるを彫り成し、奇巧に草樹の花を綵り発す。これに属きて掾朝臣広縄が作る歌一首

なでしこは秋咲くものを君が家の雪の巌に咲けりけるかも　（19・四二三一）

遊行女婦蒲生娘子が歌一首

雪の山斎巌に植ゑたるなでしこは千代に咲かぬか君がかざしに　（19・四二三二）

ここに、諸人酒酣に更深け鶏鳴く。これによりて主人内蔵伊美吉縄麻呂が作る歌一首

打ち羽振き鶏は鳴くともかくばかり降り敷く雪に君いまさめやも　（19・四二三三）

守大伴宿祢家持が和ふる歌一首

鳴く鶏はいやしき鳴けど降る雪の千重に積めこそ我が立ちかてね　（19・四二三四）

八年後の天平宝字三年〈七五九〉、因幡国で同じような新年の大雪を失意と孤独の中に迎えることになろうとは予想もしなかっただろう。華やいだ宴席が、越中国で国守を囲んで催されている。雪で作ったそそり立つ岩山に草木があしらわれている。その一つにナデシコがある。雪に咲くナデシコは、この萬葉歌二首に発して、「雪島のなでしこ」として後世も歌われるが、それ以外に例を見ない。わずかに島田忠臣『田氏家集』下巻「五言禁中瞿麥花詩三十韻」序に、冬に凋まぬ花として叙べられている。

瞿麥一名巨句麥。子頗る麦に似る。因りて瞿麥と名づく。花は紅、赤、又濃淡有り。春の末、初めて発き、夏の中最も盛なり。秋冬凋まず、続続開坼す。窠文円纈、異彩同葩。四時翫好し、霾蘼愛すべし。[14]

ただ「四時」と言っても一年中とは限らず、三月末から十月初でも該当するわけだから、四二三二歌で、太陰暦とは言うものの正月三日に実際にナデシコが咲いていたというのは、題詞の「奇巧」即ち巧妙という語からも当たらないのではないのか。諸注が記すように、造花が趣向として挿されていたというのであろう。家持愛賞の花であるからというのが、その選ばれた理由であろうが、ここは、もう一つ別の要素を考える必要がある。

この歌群の天平勝宝三年は西暦七五一年、正月二日が立春（『日本暦日便覧』による）であった。とすれば、「奇巧綵發草樹之花」は、「綵花」の習俗と関わると考えられる。『藝文類聚』（木）に

「綵花」の詩をみる。[15]

『文苑栄華』（一六九　詩）に、「立春日侍宴内出剪二綵花一応制」と題して、李嶠、趙彦昭、沈佺期、宋之問、劉憲、昭容、上官氏、蘇頲の詩が載る。そのうち、沈佺期詩をあげる。

合殿春応早、開箱綵預知。花迎宸翰発、葉侍御筵披。梅訝香全少、桃驚色頓移。軽生承剪払、長伴万年枝。

（合殿の春応に早く、開箱の綵預め知る。花は宸翰を迎へて発き、葉は御筵に侍して披く。梅は香の全く少きを訝り、桃は色の頓かに移るを驚く。軽生剪払を承り、長く万年の枝を伴はん。）

『沈佺期集校注』に、『唐詩紀事』の「景龍二年十二月『立春侍宴賦詩』」を引いて、「其年閏九月、十二月立春、故詩云『春応早』」とする。李嶠詩にも「幸閏年欲レ至」という句があり、まもなく年の暮れを迎える十二月であったことが分かる。

『校注』は、さらに、「『紀事』巻九載、景龍四年正月八日立春亦有下賜二綵花一事上、但時宋之問已赴二越州一、故諸人応制詩作二於景龍二年十二月一」と考証する。ちなみに『日本暦日便覧』によれば、唐景龍二年にあたる本朝和銅元年〈七〇八〉は、旧暦正月八日、十二月十七日の二度立春があった。なお、こちらでは閏八月を設けている。景龍四年〈七一〇〉の場合、立春は前年十二月二十九日となっている。[16]

こうした歳時に関わる行事に倣って、天平勝宝三年正月初、立春を期して、守家持のかねて愛賞していたナデシコの綵花が作られ、この日の趣向を盛り上げていた。しかし、この歌群の歌には、どこにも、かつて家持の方法であった詩的題材を歌にということは見られない。わずかに「綵花」ということに中国趣味が窺えるに過ぎない。

中国詩的な題材をやさしい倭語にという方法が到ったその歌のあり方は、次の時代に花開くことになる。

注

（1）ジャレド・ダイアモンド著　倉骨彰訳『銃・病原菌・鉄　下』草思社　二〇〇〇・一〇

（2）尾崎雄二郎『中国語音韻史の研究』創文社　一九八〇・二

（3）東野治之『書の古代史』（岩波書店　一九九四・一二）による見取図

（4）奈良文化財研究所飛鳥資料館編　二〇一〇・一〇

（5）築島裕「知恩院蔵大唐三蔵玄奘法師表啓古点」（『訓点語と訓点資料』第四集　一九六五年五月）

（6）段玉裁注「五帝本紀、黄帝披」山通」道、徐広曰、披他本亦作」陂。字蓋当音誠、陂者旁其辺之謂也。按披陂、皆有二旁其辺之意一、中散能知」之、而索隠云、披音如」字、謂披二山林艸木一而行

以通レ道也、此則司馬貞不レ知二古義之言一、蓋俗解訓レ披為レ開、広韻云、披、開也、分也、散也、木部柀訓レ析也。柀靡字如レ此作、而浅人以レ披訓レ析改二柀靡一為二披靡一、莫レ有二能諟正者一」

（史記五帝本紀に、「黄帝が山を披きて道を通ず」とある。晉の徐広がいうには、「披は、他の本で陂と作るものがある。この字はけだし詖とよむのであって、陂は、旁其辺の意味である」ということである。思うに、披も陂も旁其辺の意味であって、中散〈徐広を官名で呼んだ称〉はよくこれを知っていたのであろう。しかし史記索隱がいうには、「披の音は字のままで、山林草木を披いて行って道を通した」ということだという。これは、索隱をなした司馬貞がこの字の古い意義を知らなかったのであって、おそらく俗に解して、披を訓んで開としたのであろう。広韻には「披、開也、分也、散也」とある。説文解字木部に、柀を訓んで析の義とある。「柀靡」の語はこう書くのだが、浅はかな人が、披を訓んで析の義として、「柀靡」を「披靡」と改めたのである。それをきちんと諟正する者がいない。）

ちなみに「史記索隱」には、

披音如レ字、謂披二山林艸木一而行以通レ道也。徐広音詖、恐稍紆也。（徐広が音は詖だというのは、恐らく稍紆――もってまわった解し方であろう。）

とある。また、『広韻』等には、次のようにある。

陂　彼為切、書伝曰、澤障曰陂（広韻　上平声支韻）

陂　彼義切、傾也、易曰、無平不陂、又音*碑

（同　去声寘韻　「*碑」は敷羈切）

詖　彼義切、諂詖又慧也、佞也（同　同）

披　敷羈切、又作彼、開也、分也、散也（同　上平声支韻）

披　彼義切、柩行夾引レ棺者（集韻　去声寘韻）

（披靡＝草木が風になびくさま、ひらきなびく。）

（7）小島憲之「万葉用字考証実例（四）」（『萬葉集研究』第七集　一九七八年九月）西本願寺本の「嫫」は老婆の意味。

（8）「大招」は、屈原作でないとされる。

（9）寺川眞知夫「万葉集に見える仏教の諸相」（『駒澤大学佛教文學研究』第六号　二〇〇三・三）

（10）生田周史「暁と夜烏鳴けど」（『大阪成蹊女子短期大学紀要』第三三号　一九九六・三）参照。

（11）伊藤博『萬葉集の構造と成立上』（塙書房　一九七四・九）

（12）小著『上代日本語表現と訓詁』（塙書房　二〇〇五・九）

（13）新谷秀夫『越中万葉うたがたり』二〇一〇・七

（14）小島憲之監修『田氏家集　下巻』（和泉書院　一九九四・二　担当栗城順子）

（15）『藝文類聚』「木」に次のようにみえる。

梁劉孝威詠翦綵花詩曰、

「葉舒非漸大、花發是家開、無論人訝似、蜂見也爭來」
梁朱超詠翦綵花詩曰、
「淺深依樹色、舒卷聽人裁、假令春已度、終住手中開」
梁鮑泉詠翦綵花詩曰、
「花生翦刀裏、從來訝逼真、風動雖難落、蜂飛欲向人、不知今日後、誰能逆作春」

(16) 通常二十四節気は一年を二十四等分するように思われるが、冬至、春分、夏至、秋分を除く他の節気は必ずしも定まっていなかったようである。ただ、景龍二年の冬至は、十一月庚申(二日)である(平岡武夫『唐代の暦』〈同朋社　一九八五年九月〉)から、立春は年内であろう。宋高承撰『事物紀原』(四二　歳時風俗部「綵花」)につぎのようにある。

「実録」に曰く、晉の恵帝、宮人をして五色通草花を挿ましむ。漢の王符が「潛夫論」に、已に花采の費を譏る。晉の新野君が伝に、家花を剪るを以て業と為す。絹を染めて芙蓉と為し、蝋を捻りて菱藕と為し、梅を剪りて生るが若きの事、此を按ずれば、則ち是れ花朶は漢に起り、剪綵は晉に起る矣。

歳時記には則ち云ふ、今の新花は謝霊運が制する所、疑はくは綵花也。

唐の中宗景龍中(七〇七～七一〇)に、立春の日、剪綵花を出す。又四年正月八日立春に、侍臣をして春を迎へしむ。内より綵花を出し、人ごとに一枝を賜ふ。

董勛が「問礼」に曰く、人日に花勝を造りて相ひ遺る、立春と言はず、則ち立春の花を賜ふは、唐の中宗より始る也。

もと正月の人日(七日)の習俗としての一種の厄払いである、人を象った人勝に始まるという(『荊楚歳時記』また中村裕一『中国古代の年中行事　第一冊　春』〈汲古書院　二〇〇九・一〉参照)。

(うちだ　まさのり・京都大学大学院人間・環境学研究科教授)

続日本紀宣命第十二詔冒頭の「命」の訓みについて

白石幸恵

一　問題の所在

三宝乃奴止仕奉流天皇羅命盧舎那像能大前仁奏賜部止奏久（12詔）

右は、続日本紀宣命十二詔の冒頭文である。修飾表現の「三宝乃奴止仕奉流」をうける「天皇羅命」は、「盧舎那像能大前仁奏賜部止」に向けて「奏久」と宣布する、いわゆるマヲス型宣命のひとつということになる。

従来、ここに記された「天皇羅命」の「命」を、諸注釈[1]は「オホミコトラマ」と訓む。続紀宣命中、「命」一字をそのように訓むのは、右の一例のみである。

次のように、諸注釈が「オホミコトラマ」と訓む表記は、十二詔のほかに三二例ある。このうち十二詔と同じ「ラマ」[2]を読み添えなければならない表記には「詔旨」十三例があり、残る十九例は「ラマ」を仮名で表記している（数字は北川校本による詔番号を示す、以下同様）。

詔旨（2～6・8・13・25・48・49・50・55・60）計十三例
詔旨良麻（23・24・61）計三例
御命良麻（14・42・44・45・53・54・59）、御命良末（14）計八例
大御命良麻（32）計一例
大命良麻（1・7・11・19・56・57・58）計七例

「詔旨」は、たとえば「元嘉三年正月二十一日詔旨。仰惟聖徳、方被兆民。乃勅有司改東成里為孝義里」（『藝文類聚』巻七十七、内典下、寺碑）に、天子の命令の意で用いられる漢語であり、公式令に掲載される詔書の冒頭文の書式「明神御宇日本天皇詔旨・明神御宇天皇詔旨・明神御大八洲天皇詔旨・天皇詔旨」にもみえる。その点で、「命＝みこと」を構成とする「御命・大御命・大命」とは、字訓の対応のあり方を異にする。

「オホミコトラマ」三二例は、一例を除いて、十二詔と同じく、詔の冒頭文にみえ、次に示すような三つの表現形式でしか表われ

ない（※印は「ラマ」を読み添えた表記例を示し、また、仮名の有無や仮名違いによる相違は割愛している）。

〔A〕※天皇詔旨勅久（2詔）

天皇大命止良麻親王等又汝王臣等語賜幣止勅久（7詔）[3]

※天皇詔旨今勅～（8詔）

天皇大命等良麻勅久（11詔）

天皇良我御命止良麻詔久（44詔）

天皇我御命止良麻詔久（45詔）　〈計六例〉

〔B〕現御神止大八嶋国所知天皇大命止良麻詔大命乎（1詔）

※現神八洲御宇倭根子天皇詔旨勅命（3詔）

※現神御宇倭根子天皇詔旨勅命乎（4詔・6詔）

※現神大八洲所知倭根子天皇詔旨止勅大命乎（5詔）

※現神御宇倭根子天皇詔旨宣大命（13詔）

現神止御宇倭根子天皇可御命止良麻宣御命乎（14詔）

明神大八洲所知倭根子天皇大命止良麻宣大命乎（19詔）

現神御宇天皇詔旨止良麻宣勅乎（23詔）

明神大八洲所知天皇詔旨止良麻宣勅（24詔）

※現神大八洲所知倭根子天皇詔旨止宣詔乎（25詔）

日本国尓坐天大八州国照給比治給布倭根子天皇我御命止良麻勅布御命乎（42詔）

※現神大八洲所知倭根子天皇詔旨止宣詔旨乎（49詔）

※明神御八州養徳根子天皇詔旨勅命乎（50詔）

※明神大八洲所知須和根子天皇詔旨勅命乎（55詔）

現神止大八洲国所知須天皇大命止良麻詔大命乎（57詔）

明神止大八洲所知天皇詔旨止良麻宣勅（61詔）　〈計十七例〉

〔C〕又天皇御命止良末勅命乎（14詔）

天皇何大御命止良麻勅大御命乎（32詔）

※天皇詔旨勅命乎（48詔・60詔）[4]

天皇御命止良麻宣御命乎（53詔・54詔）

天皇我大命良麻等遣唐国使人尓詔大命乎（56詔）

天皇大命止良麻能登内親王尓告与止詔大命乎（58詔）

天皇我御命等良麻詔大命乎（59詔）　〈計九例〉

冒頭文でない一例（〔C〕十四詔）は、聖武の譲位に続く孝謙の即位の段落の始めに用いたものであるから、これも詔の冒頭文に準じる例と見做せる。[5]また、〔B〕の四二詔は、他とはやや異なる冒頭表現であるが、「倭根子天皇我御命止良麻勅布御命乎」の一致により、ここに収めている。

これら〔A〕～〔C〕の構成は、

〔A〕すめらがオホミコトラマとのりたまはく

〔B〕あきつみかみとおほやしまくに（あめのしたしらしめす）しらしめす（やまとねこ）

すめらがオホミコトラマとのりたまふおほみことを

〔C〕すめらがオホミコトラマとのりたまふおほみことを

に示すように、「すめらが」を冠した「オホミコトラマ」を「のりたまはく」「のりたまふ」（以下、ノリタマフ型とよぶ）が受けた表現「すめらがオホミコトラマとのりたまふ」を基本とし、これに〔A〕では〇語法を施し、〔B〕〔C〕では「おほみこと」を下接した文章からなる。さらに〔B〕では、公式令に規定される「明神御宇日本天皇詔旨・明神御宇天皇詔旨・明神御大八洲天皇詔旨」の傍線を付したのと同じ定型の表現「あきつみかみとおほやしま（くに）しらしめすあめのしたしらしめす（やまとねこ）」が冠するのを基本とする。

こうした「オホミコトラマ」の使われ方は、日本後紀以降の四つの国史の宣命（以下「四史宣命」とよぶ）においても同様である。

四史宣命にみえる〔A〕～〔C〕の表現形式は、いずれも冒頭文にしか表われず、ここには、「ラマ」を仮名で表記した五十例（『日本後紀』九例、『続日本後紀』十六例、『日本文徳天皇実録』四例、『日本三代実録』二一例）と、「ラマ」を読み添える「詔旨」十三例、同じく『日本三代実録』から見え始める「勅旨」二例[6]の計六五例の「オホミコトラマ」がみえ、これらを表記ごとの表現形式別に詔番号を記すと、次のようになる（（）内の詔番号は馬場治氏の資料に依る）[7]。

大命良万〔A〕103・163、〔C〕75・80・130・131・147・148・214・231〈計十例〉

御命良万〔B〕228、〔C〕97〈計二例〉

詔良万〔B〕76・98・204、〔C〕225〈計四例〉

詔旨良麻〔A〕64・96、〔B〕73、〔C〕70・72・74・82〈計七例〉

詔旨良万〔A〕106、〔B〕79・114・144・151・206・226・229、〔C〕65・66・77・88・95・105・107・108・109・139・146・149・178・191・193・218・220・230〈計二六例〉

詔旨良末〔B〕69〈計一例〉

詔旨〔C〕101・117・124・126・128・132・141・152・171・172・188・217・235〈計十三例〉

勅旨〔C〕[8]145・153〈計二例〉

これより、五国史宣命の冒頭文に「オホミコトラマ」を用いた表現形式は、〔A〕～〔C〕に分類できることを認めうる。

すると問題となるのは、十二詔における「命」の位置づけである。

十二詔の「命」は、詔の冒頭文に用いられるものの、これを受ける動詞は「まをす」を用いた「奏久」である。表現形式からみても、用字からみても、「オホミコトラマ」九七例に直接通じる対応は認め難いといえる。だとすれば、表現形式〔A〕～〔C〕

や用字からみて孤例となる十二詔「命」の訓は、「オホミコトラマ」以外の訓みを検討すべきではなかろうか。

「命」字は、十二詔を除いて続紀宣命に百九十二例あるが、漢語表記(「亡命」二例・「オホミコト(勅命・詔命)」二例)のほか、「命」一字に対応する訓は、「オホミコト」二六例、「イノチ」二例、「ノリタマフ」六例、「ミコト」百五十四例(ミコト七例、オホミコト[大御命・大命・御命]百二十八例、オホミコトラマ[大御命らま・大命らま・御命らま]十六例、スメラミコト[天皇命]三例)であり、「オホミコト」との対応がもっとも多く認められる。

二　冒頭文にみえる「すめらがオホミコト」

まずは、〔A〕〜〔C〕以外の冒頭文から、「すめらが」を冠した「オホミコト」の例を確認する。

「すめらがオホミコト」が用いられるのは、次の三例①九詔「天皇大命」、②十五詔「天皇我御命」、③四三詔「天皇大命」である。

①天皇大命尓坐西奏賜久(9詔)
②天皇我御命尓坐申賜止申久(15詔)
③現神止大八州国所知倭根子挂畏天皇大命乎親王王臣百官人等天下公民衆聞食止宣久(43詔)

右の「大命・御命」は、従来、諸注釈が「オホミコト」と訓む表記であり、前節で「ラマ」を仮名で表記した「オホミコトラマ」の表記にもみえる。また、それぞれ助詞「に」「を」に接続しており、「ラマと」のように「と」に接続していないので、「オホミコト」と判断することに問題はないと思われる。とくに〔B〕の類型である③は、『歴朝詔詞解』に、

現神止云々宣久、此文、他の詔の例と異なり、まづ倭根子掛畏とつゞける事、又大命良麻止詔フ、といふことを略きて、直ニ大命乎といひて、宣久と、宣をやがて詔のことにして、久クといへる、これらの文めづらしく、初メの語のくはしきにあはせては、いとことそぎて、いかゞなるいひざま也、作者の心なるべし、

とあるように、本来「倭根子」に続くはずの「すめらがオホミコトラマとのりたまふオホミコトを」の「オホミコトラマとのりたまふ」をはぶき、これに「かけまくもかしこき」を冠したものと解される。

このように、続紀宣命の冒頭文には、「オホミコトラマ」と同様、「すめらが(天皇)」を冠した「オホミコト」の例を認めることができる。

これと同様のことを四史宣命でみると、前節でみた六五例を除

く百八例の冒頭文のうち、「すめらが」を冠した「オホミコト」の表記は、次の④～⑦の計六八例である。

④天皇大命尓坐諸大法師等尓白左部宣久（157詔）
天皇我詔旨尓坐掛畏支神功皇后乃御陵尓申賜へ止申久（91詔）
（他、67・71・90・99・102・115・116・154・155・177・179・180）計十四例

⑤天皇大命以掛畏岐山階御陵尓恐牟恐美毛申賜部止白久（84詔）計一例

⑥天皇我詔旨尓申給久（122詔・123詔）計二例

⑦㋑大神・大菩薩・神社
天皇我詔旨止掛畏支八幡大菩薩乃廣前仁申賜倍止申久（150詔）
（他、93・118・119・121・127・129・135・138・143・156・159・160・161・168・170・173・175・176・181・182・183・184・186・187・189・197・199・200・201・203・207・208・213・215・219・222・232・233・234）計四十例

㋺御陵・山陵
天皇我詔旨止挂畏支山陵尓申賜倍止申久（92詔）
（他、94・104・110・111・112・137・164・165・202・209）計十一例

このうち、④は続紀宣命①②と同様の解釈から、⑤は続紀宣命にみえる「太上天皇御命以弖卿等諸語部止宣久」（27詔）や「挂畏毛末久畏朕我天先帝乃御命以天朕仁勅之久」（29詔）などと類似の表現から、⑥も④⑤と類同の表現であると解せることから、それぞれ「オホミコト」と訓むべきものである。とくに、④⑥は助詞「に」に接続しており、「ラマと」とは訓めない。

最後の⑦は、『続日本後紀』九二詔以降に表われ始める表現形式であり、「オホミコトラマ」の表現形式〔A〕とは「のる」「まをす」の動詞違いとなる。

〔A〕天皇大命止良麻親王等又汝王臣等語賜幣止勅久（7詔）
⑦　天皇我詔旨止掛畏支大神乃廣前尓申賜倍止申久（118詔）

右の動詞の相違は、宣布する対象者の相違に即したもので、〔A〕は臣下である「親王等又汝王臣等」を対象とするため、尊敬語の「のりたまはく」が用いられるが、⑦は㋑大神・大菩薩・神社、㋺御陵・山陵を対象とするため、謙譲語の「まをさく」を用いるのである。

⑦の五一例は、〔A〕と同じ助詞「と」が接続するものの、その内訳は、「詔旨」四五例・「大命」六例であって、すべて「ラマ」を読み添えなければならない表記である。[9] また、時代を少し下った『朝野群載』（巻十二・内記）には、「ラマ」を仮名で記した、

天皇我詔旨良万止掛畏支賀茂皇太神乃廣前尓恐美恐美毛申給倍止

申久（賀茂齋王卜定宣命書様）

天皇我詔旨良万止掛畏支某太神乃廣前仁恐美恐美毛申賜倍止申久

（止雨奉幣宣命、長元三年八月十六日）

がみえるものの、この諸本および巻十二に関しては、近世以降に書写あるいは補写されたものという指摘がある。[10] このようなことから、⑦の訓みについては保留としておきたい。

以上、④～⑦のうち、⑦を除いて、「すめらがオホミコト」の例がみられることから、五国史宣命を通じて、詔の冒頭文には「すめらが」を冠する表現に「オホミコトラマ」だけでなく、「オホミコト」も用いられることを確認できる。

三　修飾表現からみた十二詔「命」の類文

これらを踏まえて、十二詔の「命」を検討する。

三宝乃奴止仕奉流天皇詔我命盧舎那像能大前仁奏賜部止奏久（12詔）

十二詔の冒頭は、「盧舎那仏」を宣布の対象とし、「三宝乃奴止仕奉流」の修飾表現をのせた「すめらが」を冠する「命」が「盧舎那仏」に「まをす」という表現である。

修飾表現「三宝乃奴止仕奉流」は、新大系の補注17-四二に、

本条の聖武のこうした表現は、「北面」の姿勢とあいまって、出家した聖武の仏への下僕としての臣従の姿勢を語る

と説明されるように、聖武自身を仏よりも低い位置において表現されたものである。『歴朝詔詞解』には、

奴止仕奉流、そも〳〵此天皇の、殊に佛法を深く信じ尊み給ひし御事は、申すもさらなる中に、これらの御言は、天神の御子尊の、かけても詔給ふべき御言とはおぼえず、あまりにあさましくかなしくて、讀舉るも、いとゆゝしく畏ければ、今は訓を闕ぬ、心あらむ人は、此はじめの八字をば、目をふたぎて過すべくなむ

とあり、宣長は、天皇の佛法への信仰の深さを理解しながらも、これを嘆いて「三宝乃奴止仕奉流」に訓を与えていない。それほど、この修飾表現は、聖武自身の立場を説明するのに用いた臨時で独創的な表現と理解される。

では、こうした修飾表現から始まる冒頭文は、五国史宣命にあるのだろうか。

先にみたように、「すめらがオホミコトラマ」には、定型表現を冠した〔B〕の「あきつみかみとおほやしま（くに）しらしめすあめのしたしらしめす（やまとねこ）」がある。一方「すめらがオホミコト」には、先に③としてあげた四三詔が一例ある。

現神止大八州国所知倭根子挂畏天皇大命乎親王王臣百官人等天下公民衆聞食止宣久（43詔）

〔B〕の類型でありながら「オホミコトラマ」を用いない四三詔は、「現神止大八州国所知倭根子」を冠した「挂畏天皇大命」を、宣布の対象「親王王臣百官人等天下公民衆聞食止」に向けて「宣久」と宣る構成からなる。また、「すめらが」ではないが、⑤の類似表現としてあげた二九詔、

挂末久毛畏朕我天先帝乃御命以天朕仁勅之久（29詔）

の「挂末久毛畏朕我天」を冠した「先帝乃御命（さきのみかどのオホミコト）」を「以天」が受けて「朕仁」に向け「勅之久」とする例もある。

ここで注意すべきは用例の所在である。

どちらも、ノリタマフ型の動詞が受けた例であるが、こうした例は、五国史宣命中、続紀宣命にしかみられない。それは冒頭文以外においても同様で、続紀宣命には「すめらがオホミコト」の例に、十三詔「加以挂畏近江大津宮大八嶋国所知之天皇大命止之弖奈良宮大八洲国所知自我皇天皇止御世重弖朕宣自久」の「挂畏近江大津宮大八嶋国所知之」を冠した「天皇大命」を「朕」に向けて「宣自久」と述べる例と、四五詔「挂毛畏伎朕我天乃御門帝皇我御命以天勅之久」の「挂毛畏伎朕我天乃御門」を冠した「帝皇我御命」を「以天」が受けて「勅之久」と述べる例がみえるが、四史宣命に類同の例は見出し難い。

このように、修飾を冠した「オホミコト」を宣布するという表現は、続紀宣命にのみ施された特徴的な文章表現といえるのであって、問題とする十二詔「命」は、そうした続紀宣命の中で用いられた冒頭文の表現と指摘できる。ただし、四例とは動詞違いとなるマヲス系の宣命である。その点で十二詔「命」は、続紀宣命の中において、あくまでも「オホミコト」の訓みの対応が可能な異例ということになる。

おわりに

十二詔「天皇羅我命」の「命」は、「盧舎那像能大前仁奏賜部止奏久」という続きからすると、イの「掛畏支八幡大菩薩乃廣前仁申賜倍止申久」と類似の表現とも見做しうる。一方で、これを「オホミコト」に冠する修飾表現から考えてみると、③の「現神止大八洲国所知倭根子挂畏天皇大命乎」が近いものの、畏敬を示す「挂畏」の修飾表現は類型的なものであって、その点でひとり、十二詔の表現は孤立したものとなっており、続紀宣命という限られた中で施された特徴的な文章表現によるものであることに気付かされる。

これに対し、「オホミコトラマ」が用いられるのは、続紀宣命では〔A〕〜〔C〕に限られ、また、「命」一字が対応したもの

はない。それだけ、「オホミコトラマ」が用いられる表現形式は、定型化されたものであったと解される。

したがって、ここは「すめらがオホミコトを」（「オホミコトを」の例は③四三詔にある）と訓むべきことが妥当であると考えられる。

そもそも読み添えを必要とする表記は、一定の条件が成立した表現において可能なものと考える。そうした条件が満たされているか否か、今後、上代語における続紀宣命の位置づけには、こうした読み添えの問題を含めた訓の再検討が必要と考える。

注

（1）五国史宣命の本文は、北川和秀『続日本紀宣命校本・総索引』（吉川弘文館、一九八二）と、新訂増補国史大系『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』（吉川弘文館）に依る。これに、本居宣長「續紀歴朝詔詞解」『本居宣長全集7』（筑摩書房、一九七一）、新日本古典文学大系『続日本紀』（岩波書店、一九八九）、金子武雄『續日本紀宣命講』（白帝社、一九四一）、御巫清勇『宣命詳釋』（右文書院、一九三六）の注釈書を用いた。

（2）「ラマ」は、『時代別国語大辞典上代編』に「接尾語ラに、さらに接尾語マの接合した、複合形の接尾語で、オホミコトラマ・ヤツコラマの形で用いられ、それぞれ大命たるべき者、臣たるべき者といった、一種抽象化された意味の名詞を構成する」と説明される接尾語である。

（3）八詔は通常の冒頭表現と異なるが、「詔旨」を受けるのは「勅」であるため、「オホミコトラマ」の例として〔A〕に含めた。

（4）六十詔「天皇詔旨勅命」の「詔旨」には、印本と歴朝詔詞解の異同があり、「詔旨」を用いた北川校本・新大系・金子宣命講は「おほみことらま」、「詔旨」を用いない歴朝詔詞解・御巫詳釋は「勅命」を「おほみこと」と読む。本稿は前者を採用した。

（5）〔C〕の十四詔は、新大系の脚注に「二つに分けるべきもの」とあり、冒頭文の書き出しに相当することが指摘されている。

（6）「勅旨」二例は、「詔旨」と同様、たとえば「後閤應敕木佛子奉宣敕旨」（廣弘明集）など、支配的な命令の意で『大蔵經』に多くの例がみられる漢語由来の表記である。

（7）馬場治「五国史所載宣命の国語史的研究」（『telos』第11号、金沢経済大学人間科学研究所、一九九三）

（8）百四十五詔は、〔C〕から「すめらが」を省略したものと判断される例外として、ここに入れている。

（9）国史大系本によれば、㋺にあげた百四詔「天皇我詔旨良麻止挂畏支神功皇后御陵尓申賜閇止申久」（続日本後紀）の「詔旨良麻止」の「良麻止」は、底本の谷森本に闕脱しているのを、校勘者が寛政七年再刻印本によって補った表現である。本稿では、㋺の類例にならって「詔旨」の例と見做した。

(10)『朝野群載』の諸本については、伝来不明な古写本の猪熊本一巻を除くと、他はすべて近世以降の写本であることが知られており、とくに巻十二に関しては、慶長写本・三条西本・東山御文庫本・葉室本いずれも欠巻で、後者二本にみえる補写は一六〇〇年代後半によることが高田義人氏(「『朝野群載』写本系統についての試論—慶長写本・東山御文庫本・三条西本・葉室本を中心として—」『書陵部紀要』第五十四号、二〇〇三・三)によって指摘されている。よって、『朝野群載』を上代の訓の資料として扱うことは慎重に行いたいと考える。

(しらいし　さちえ・奈良女子大学大学院生)

書評

影山尚之著『萬葉和歌の表現空間』

菊川恵三

本書は奈良女子大学に提出の学位論文の一部であり、影山氏の最初の著作である。最初に目次を示して、全体を俯瞰しておこう。

序　論　和歌の言語表現空間
第一章　贈答歌と宴席歌の表現空間
第一論　聖武天皇と海上女王の贈答歌
第二論　大伴家持と坂上大嬢の贈答
　――巻八・一六二四～一六二六歌をめぐって――
第三論　大伴家持の初期相聞長歌考
　――巻八・一五〇七～一五〇九歌の場合――
第四論　大伴家持初期相聞長歌続考
　――巻八・一六二九～一六三〇歌の場合――
第五論　大伴家持のコミュニケーション技法
　――ふたつの宴席詠を事例として――
第六論　天平勝宝八歳池主宅の宴歌
　――萬葉末期の哀傷歌――
第七論　天平勝宝三年正月三日宴の古歌誦詠
第八論　豊嶋采女の恋の歌
　――右大臣橘家四首宴席歌考――
補　論　聖武天皇の歌
第二章　和歌の編集
第一論　恋夫君歌の形成
第二論　「橘の寺の長屋」と「橘の照れる長屋」
　――萬葉集巻十六・三八二二～三八二三の歌と説話――
第三論　石田王挽歌試論
第四論　高市黒人の八首羇旅歌群

第五論　鴨君足人「香具山歌」の構想
補　論　斉明四年十月紀伊国行幸と和歌
第三章　歌ことばの表現性
第一論　萬葉の皮膚感覚、生理感覚
——歌語サムシを中心に——
第二論　「秋の田の」と「秋田刈る」
第三論　「高山」と「奥山」と
第四論　三輪の神杉、萬葉の杉
あとがき

こうしてみると、第一章は贈答・宴席など交流の場における歌、第二章は編集によって浮かび上がる歌、そして第三章では歌ことばへと整理されていることがわかる。これは書名「萬葉の表現空間」とも連動する。すなわち、本書では和歌が持つ日常言語とは異なる「ある種のイメージを喚起させる力」を「表現性」とし、一首の和歌が他の和歌に働きかけて作り出される言語世界を「表現空間」だとする。それがどのように働いているのか、贈答・宴席、歌群の編集を通して具体的にみていこうとする。

もっとも、このようにして序論を読み進めると、意外な展開にはたと戸惑う。それは『和泉式部日記』から様々な用例を引いて、万葉歌と対比させようとするからだ。贈答歌における呼応の妙ならば、『伊勢物語』などにも少なくないはずなのに、なぜ『和泉式部日記』なのか。

著者は日記冒頭の橘の枝から始まる、挑発しそれに応じていく和泉と帥宮の贈答歌を取り上げる。そこで注目するのは、丁々発止の見事な対応といより、「人が意図的にそうするのではなく、和歌の表現空間が逆に当事者を引き込んでゆく」と記すように、二人を巻き込んでいく和歌自体が持つ力である。

また、「手枕の袖」を介してしだいに深まる二人のやりとりとして、「見るや君」（帥宮）と「ふけぬらむ」（和泉式部）の贈答を取り上げ、今晩の美しい月は見ているかとの宮からの歌に、見ていませんと和泉式部がつれなく返したことをいう。しかし、地の文から彼女が月を眺めてあわれに感じていたこと、宮もまた歌の背後にある彼女の真意を理解していたことが明らかにされる。つまり、歌のやり取りのそっけなさに反して、相互の意思疎通がなされていたというのである。そういえば、日記冒頭の贈答歌でも挑発に挑発で答えた濃密な恋情をうたうが、和泉式部はそれを「はかなきこと」と認識し、帥宮も「すきずきし」というのであり、歌の内容と実際の二人の意識には大きな差がある。

どうやら、『和泉式部日記』を取り上げるのは、このような和

歌とその背後にあるものを見すえようとすることによる。ただ、歌集である『万葉集』――わずかな題詞と左注以外は歌だけ――にこのような視点を持ち込むことが可能なのか。読み手ははたと立ち止まる。読者は期待と疑問を抱きながら、第一章を読み進めることとなる。

＊

天皇、海上女王に賜ふ御歌一首

赤駒の越ゆる馬柵の標結ひし妹が心は疑ひもなし　（4・五三〇）

右、今案ふるに、此の歌は擬古の作なり。但し、時の当たれるを以て、便ちこの歌を賜ふか。

海上女王の和へ奉る歌一首

梓弓爪弾く夜音の遠音にも君が御幸を聞かくし良しも　（4・五三一）

第一章・第一論は右の贈答歌をとりあげる。この贈答歌は「同一語句の共有は認められず、発想上の対応も希薄」で、男女の贈答歌では当然予想される反発的な関係が明らかではない。ことに、聖武天皇歌は「赤駒の越ゆる馬柵の」と「標結ひし妹が心は疑ひもなし」がうまく繋がっていないとの指摘がされてきた。本書ではそれを丁寧に押さえつつ、辻褄をあわせようとするのではなく、次のように述べて正面から向き合おうとする。

要するに、この部分を平均的な言語感覚をもって読むとき、「赤駒」が越えてしまうような馬柵などというのはおよそ意味をなさないはずなのであり、ましてそれを「標結」うたところで、どうして「妹が心は疑ひもなし」という信頼感が引き出されるのかが理解できない、ということではないか。

左注のいう「擬古」についても同じで、多くの注釈書が「古風なところがある」と常識的にとらえ、この注記がなぜ必要なのかについてほとんど触れないのに対し、本書では「擬古」作かどうかなど、本来なら問題にされることはないことなのに、ことさらにこのように言うのは、施注者も文脈に不審を抱いた結果だとする。

結論的には「あえて用をなさない馬柵を素材に選んでいるのではないか」といい、「我がものと占有を主張しておいた女王なのに実は浮気な女だ、と決めつけ詰るところに主意があったものではないか」と論じる。これに応じるように、女王の返歌を「遠音」に聞くことが「良し」となるズレに注目し、「天皇が自分のところに来てくれないのを遠回しに皮肉をこめているのではないだろうか」と読み解く。

なるほど、従来、奈良朝の絶対権力者、聖武天皇御製歌だけに、

相手の女王が浮気などするはずはないと思い込んでいたふしがある。歌のやり取りを現実の人間関係に直結していたのである。しかし、海上女王に関する資料はないだけに、現実の二人の関係（例えば夫婦）は確かめようもない。その一方、歌表現はそれ自体として虚構の場を作り出す。男女の贈答歌では、ぶつかり合うのが和歌の約束である。柵を越える奔放な赤駒に喩えてのあてこすりに対して、夜の弓の遠音に喩えて期待させるだけとの皮肉は、ぴたりと応じている。これまでの理解を一歩踏み出したものとして評価したい。

もっとも、左注の「擬古」が、本書の言うように施注者の不審によるものだとすると、同時代の編者も含め真意を理解できなかったことになる。「左注は後世のもの」だと片づけるわけにもいくまい。その意味では、なお考えねばならない点がありそうだ。

また、この歌の場を神亀元年の「猟騎」と関係づけるのはどうだろうか。みてきたように、柵を越す赤駒と遠くの弓音は、昼と夜、外と内、動と静など、いかにも対比的に選び取られたものだ。それを同じ儀礼の場とするのには無理がある。むしろ最近、萩野了子「心物対応構造の変質と序歌」（『国語と国文学』二〇一一・二）が、物象が関連しない初期万葉の贈答歌を取り上げ、贈答歌という形式の支えの上に、贈歌への切り返しに向かって物象が選ばれたと指摘しているのが参考になるのではないだろうか。

＊

第一章の二論～四論では、家持と坂上大嬢の贈答歌が取り上げられる。ここは本書の特徴が最もよく現れているように思う。まず、二論では巻八・一六二四～二六、さらに巻四・七二九～七三四の二人の贈答を取り上げる。結論的には大嬢の稚拙な歌表現を、家持がとりなし、補完することで、歌群としてのまとまりを持たせているという。

確かに、大嬢歌「我が蒔ける　早稲田の穂立　作りたる　縵ぞ見つつ　偲はせ我が背」（一六二四）は、「見つつ偲はせ」とあるべきところ「四句の句割れ」（窪田評釈）になっている。また、「私が蒔いた早稲田（春）→早稲田の穂立（秋・材料）→穂立で作りたる鬘（製品）」ときわめて説明的で、出来事を一つ一つ追いながら語る子供の話にも似て、歌表現としていかにも幼い。

それに応えた家持歌「我妹子が業と作れる秋の田の早稲穂の縵見れど飽かぬかも」（一六二五）は、内容としては大嬢の歌を引き受けて感謝を表しただけだが、大嬢歌の欠点はあらかた克服され、ずいぶんすっきりした歌になっている。そこにこそ、この歌の狙いがあったというのである。

従来、大嬢の作歌の幼さが言われ、家持歌の平凡さを指摘する

ことが多かった。一首を取り上げ、「和歌の完成度」という視点から判断すれば、そのとおりなのである。しかし、本書の視点はそこにはない。本来、贈答歌は二人のコミュニケーションの手段として機能しているのは自明のはず。だからといって、単に「みごとな贈答」の指摘しようとするのではない。むしろ、一見凡庸にみえる表現を、相手に寄り添う表現として新たな光をあてようとする。

この視点は次の三論、四論には一層明らかな形で現れる。いずれも巻八に収められた、家持から大嬢に贈られた長歌を対象にする。ここでも、関心は「歌の優劣の論評にあるのではなく、……大嬢に向けて歌を詠み届ける家持の営為がどう理解され位置づけられるべきか」を問う。

夏相聞の一五〇七～九は庭の橘花を散らすほととぎすを恨む歌だが、「橘を折ったからおくるよ」とでも言えば済むところを、わざと引き伸ばしたような長歌であり、「いかといかと」の唐突な歌いだし、「うれたきや醜ほととぎす」と悪態をつくさまは「もはや道化師の風貌」だという。実はそこには、四月の望月の夜に家持宅で橘花を見て楽しもうという、二人の間の約束があり、それが適わなくなる嘆きをユーモラスに描いた「サービス精神の結実」だというのである。確かに、ほととぎすへの偏愛を言われる家持だけに、この悪態は意外にも思われるのだが、これなら理解できる。

秋相聞の一六二九～三〇は妹恋しさに高円の野を彷徨し、「かほ花」を折り取ってまた妹を思うことをうたう。この長歌も整然とした構成ではあるものの、模倣、平板、言葉のみ多く心に訴えることが少ないと酷評される。しかし、作歌に長けたとは言えない大嬢に、この形で贈ることによって交流が成り立ったのだとすれば、むしろそれらは解かりやすさとして働いたとする。そしてこの歌は、「かほ花」という面影を連想させる花を媒介にした会話ではなかったかという。

いずれも、平凡な作としてこれまで顧みられることのなかった長歌である。それが家持と大嬢の歌によるコミュニケーションを成り立たせるものとして、生き生きと描き出したところに斬新なまなざしを感じる。巻頭の『和泉式部日記』の視点が、もっとも生かされた論だろう。

＊

第一章の五～八論は宴席歌を取り上げる。もっとも、宴席における歌の交流については、伊藤博氏・渡瀬昌忠氏らの研究がある。その中で本書の特徴的なのは、歌のやりとりや場の実体化ではなく、編纂を経て残された歌群を「完結した構造体」として認め、

その意図を明らかにしようとしたところだろう。伝誦歌を含む歌群をとりあげた六～八論には、その姿勢が顕著にうかがわれる。

今、紙幅の関係から一つ一つを丁寧に取り上げるわけにはいかながら、例えば六論では、二首の今城伝誦古歌がその前の今城宴席歌とリンクしながら、聖武天皇哀傷歌として全体を形成していると説く。また七論では、越中国府での正月宴における広縄と蒲生娘子の伝誦歌を、その前の宴席の歌をうけた対比・転換としてとらえ、任期満了をむかえ帰京間近の家持への悲別の情を読み解く。さらに八論では、右大臣橘家の宴四首に注目し、冒頭二首の客と主人の挨拶歌が、実は後半の恋を全うできずに死んでいった故豊嶋采女の伝誦歌とつながることを指摘する。

もっとも、これらの理解は今ある形の宴席歌群を「完結した構造体」として、積極的に読み解こうとした結果でもある。六論の伝誦歌はいずれも聖武天皇とは無関係な題詞が付され、七論でも雪の飾り物・深更の鶏鳴の贈答に続く伝誦歌二首は、家持帰京とは関わらず、八論の豊嶋采女の悲恋はどこにも語られていない。もし著者のいうような意図があるのなら、題詞や左注に何も記されないことが大きな疑問点になるだろう。もっとも、著者が「このような危うい推論」（P136）、「危うい推論を繋いできた」（P186）と繰り返すことを考えれば、そのことに対する自覚は持ちながら、あえて選択した方法だといえよう。

＊

第二章は「和歌の編集」と題して、異伝や関連歌を含む歌群を取り上げて、歌の分析を編集意図と絡めて考える。なかでも一～三論は、それぞれ「恋夫君歌」「橘の寺の長屋」「石田王挽歌」を取り上げ、歌群の成立過程と重ねて論じ、四・五論は「高市黒人八首」と鴨君足人「香具山歌」を歌群の構想から説く。

一論「恋夫君歌の成立」は、長反歌（三八一一、一二）・或本反歌（三八一三）に、由縁を説いた左注が付された歌群である。左注の内容が、本伝長歌より或本反歌に緊密に対応していること、本伝長歌と反歌に齟齬があることなどから、歌の分析を通して、或本反歌（1次）、或本反歌＋左注（2次）、長反歌＋或本反歌＋左注（3次）への成立過程を説く。

しかし、このような論の進め方には違和感を覚えずにはいられない。或本反歌とある以上、或本長歌もあったのだろう。その時、何らかの理由で長歌を捨て反歌のみを残した人物が左注を付したとすると、それが本伝歌以上に或本反歌を意識して記述した可能性もあるだろう。また、最初に或本反歌と左注が成立していたとすると、それに応じた本伝の長反歌を捜し出してくるのは至難のわざではなかっただろうか。

そもそも、このように歌のずれを成立過程の問題として考えるだけが、問題の立て方ではないだろう。むしろ、このようなずれを含みつつ、全体として成り立っているような状況が「万葉集の編集」だったのではないだろうか。

第二章でもっとも興味深かったのは、補論として収められた「斉明四年十月紀伊国行幸と和歌」である。書紀の建王哀傷歌、万葉の中皇命歌（一〇～一二）を取り上げ、代作論に鋭いメスを入れる。書紀の本文理解からは建王哀傷歌を秦万里の代作とは読めない。にも関わらず、そう理解されてきた背景に初期万葉の代作の問題があったとし、その主因となった万葉集と類聚歌林を取り上げる。

万葉集が歌林を参照するのは、作者異伝ではなく作歌事情の確認のためであり、それは巻一が天皇別の配列をおこなったゆえに必要だったという。こうして類聚歌林は万葉集の異伝ではなく、憶良に関わる別資料だという当たり前のことを改めて教えられる。代作論や共有論が、七世紀の歌に八世紀段階の理解（憶良の類聚歌林）を遡及適応したものであるとの指摘は、これまでの研究史に反省を迫る。

また、それぞれの歌の理解についても、はっと気づかされることが多い。建王哀傷歌こそ鉄野昌弘論に拠るところ大だが、中皇命歌の磐代での草結び、小松が下の草刈など、論証が小気味よいテンポで展開する。読んでいて、実に心地よいのである。「中皇命歌三首には古代的呪術性の要素を見出しがたい。一貫して指摘できるのは、遠距離行幸の開放性に起因した遊覧の気分である」というのは、正鵠を射ているだろう。

＊

第三章の「歌ことば」についても批評すべきだが、紙幅も尽き、しかも期日も大きく遅れてしまった。この当たりで拙い書評を終わりにしたい。竜頭蛇尾の感は否めないが、本書のもっとも大切な部分については触れることができたと考えている。万葉集研究の可能性として、若い方々に本書を読んでいただきたい。

（二〇〇九年十月　塙書房刊　A5判　四七二頁　一三〇〇〇円《税別》）

（きくかわ　けいぞう・和歌山大学教育学部教授）

書評

山﨑健司著『大伴家持の歌群と編纂』を読んで

平舘英子

本書は『萬葉集』巻十七から二十(末尾四巻)について、歌あるいは歌群の配列の有り様に家持の編纂手法を読み解いて、四巻の形成の過程を探り、四巻として成立している意味を明らかにすると共に、『萬葉集』の末尾四巻としてある意味を問う書であり、そこに編纂者としての家持の意図が読み取られている。「歌群と編纂」という「と」で結ばれる二語は一見性格の異なる語の並列であるかのような違和感を覚えるが、本書を読み終えた時、「大伴家持の」が「歌群」と「編纂」のそれぞれにかかって、それは大伴家持の「歌群」意識と大伴家持の「編纂」意識であり、両者を統括するものとして編纂者家持を受け止めるという著者の意図が理解される。家持自身の生活状況はもとより、周囲の社会的政治的な状況への認識、対応の有り様をも視野に入れつつ、奈良時代の官吏として生きた家持が四巻をいかに編纂したかが丁寧に分析され、「歌日記」と呼ばれる末尾四巻各々の性格と、四巻としてあることの実態とが論じられる。文学研究という立場からの歌集研究がその歌そのものの研究を志向するのは自明のことであろうが、著者はあえてそこから一歩距離を置き、歌の「歌群」としての意義、歌あるいは「歌群」の配列と題詞・左注との関係に注目し、編纂という新たな視点から巻十七から二十の意義を導いており、そこに本書の独自性が窺える。本書は序章、第Ⅰ部家持以前の歌群と歌巻、第Ⅱ部大伴家持の歌群意識、第Ⅲ部萬葉集末尾四巻の編纂、結章からなる。順に読んで見たい。

序章において、末尾四巻を考察する意図は、家持を『萬葉集』の中で「『作家論』の展開できる唯一の歌人」と捉え、その研究史に立脚しつつ、家持の「歌日記」とされる当該の四巻の中でも、従来低い評価を受けてきた巻二十の存在の意義を明らかにするこ

とにあることが示される。『萬葉集』の末尾四巻については、すでに伊藤博氏が『萬葉集』二十巻の構造と成立の関係を説いて、それ以前の十六巻との相違を論じ、「家持歌日記『歌群』」として位置付けている（『萬葉集の構造と成立　下』塙書房　一九七四、『歌群と配列　下』塙書房　一九八五など）。『萬葉集』の末尾四巻は表記において巻十七・十八及び巻二十と巻十九では仮名主体表記と正訓字を多用した表記という相違があり、特に独詠歌を多く含む巻十九に対して、宴席歌の多い巻二十は総じて評価が低い。著者は伊藤氏の構造論を継承しながら、家持がそうした巻を編纂し、しかも評価の高い巻十九の後に継いだ意図に目を向けるという目的をまず語る。巻二十の再評価の方法として、編纂者側の営為と位置づけられる題詞・左注などの書式・内容の吟味が提示されるが、その際に注目されるのは、「歌稿」「歌群」「歌巻」「連作」といった術語に対する定義の明確化であり、巻十七から巻二十についても「末尾四巻」の語で統一する。

家持が歌の制作者と歌巻の編纂者という二つの顔を持つと考える著者は、特に「歌群」と「連作」という術語について「『連作』を『歌群』の概念に包摂されるものとしたうえで、〈明確な主題をもって組織された歌の集合体〉」と定義し、それらを制作の次元で形成された〈連作歌群〉と編纂の次元で形成された〈統括歌群〉とに区分し、歌群の形成に「歌稿」＝「歌群」→「歌巻」と「歌稿」→「歌群」→「歌巻」の二つのパターンを想定する。「作歌者家持と編纂者家持は截然と区分できない」としつつも、作者と筆者と編者に対して区分意識をもつべきであるという著者の主張は明快である。「歌群」に明確な主題と組織への意図があるとすれば、その配列に編纂意識が働いたであろうことは十分推測できる。術語の明確な定義は、作者・筆者・編者の三様を有する場合のある家持という個人の編纂の営みを明らかにするという本書の方向性を支持するものであり、この点は著者の真摯な姿勢をよく反映して、本書において特筆されるべき部分と思われる。

第Ⅰ部「家持以前の歌群と歌巻」では柿本人麻呂歌集の七夕歌群（第一章）、大伴旅人の旅日記的歌群（第二章）とを分析し、「歌群」と「歌巻」との関係（第三章）に繋げる。第一章では人麻呂歌集七夕歌群と作者不明歌群における配列原理の相違を指摘する。作者不明歌群は、七夕歌宴の投影の見られる制作時の歌群が集積した「連作歌群」であるのに対し、人麻呂歌集の七夕歌群は、数度にわたる宴席での歌詠の記録を継ぎあわせ、歌集の編者が物語的主題で統一した「統括歌群」とする。第二章「大伴旅人の旅日記的歌群」は大宰帥であった大伴旅人の作を含む巻六・九五七～九六一に於ける三つの「歌群」の展開が、後の「亡妻挽歌」に近

い旅日記的歌群であると規定した上で、その背後に望郷の主題が集約されていることを説き、内容的関連によって結びつけた「統括歌群」であることを示す。そして、そこに見出される時間空間を異にする歌どうしを繋ぐ方法は、家持の日記的歌巻に継承されているとする。第三章では、巻三所収の長田王・柿本人麻呂・高市黒人の羈旅歌群を取りあげる。地名の表れ方に注目し、長田王と人麻呂作品の構成上の類似を説くと共にそれらと高市黒人の作品とは構成原理が異なることを指摘する。長田王と人麻呂の作品の類似には、摂津職にあった長田王が人麻呂作品を已に目にしていた特殊な事情が想定され、黒人と人麻呂の作品の異なりには、巻三の編纂時に編纂者が原資料に手を加えていない事情が示されると捉える。こうした「歌群」と「歌稿」の関係は巻十七以降の家持の「歌群」においても有効で、「歌群」を捉えて行く上の重要な視点となることを強調する。第Ⅰ部は「歌群」を把握する方法をまず扱い、「歌群」の成立が多様な性格を有することを明らかにする。それぞれの「歌群」の把握は頷けるものの、その方法は、題詞や左注の記し方を注視する第Ⅱ部の方法と直ちに繋がるものではない。ただし、歌の配列に「歌群」という意識を投入することで見えてくる「歌稿」と「歌群」、「歌群」と配列の関係の考察は、「歌群」の配列による編纂意識を考察するという方法の有効性を論じる前提としての意味を持つことは理解される。

第Ⅱ部は家持の「歌日記」とされる巻十七から巻二十の性格を分析し、本書の主要部をなす。第一章は「池主から家持へ―天平十九年晩春の詩と歌」（第一節）と「巻第十七から第十九の歌群」（第二節）とからなる。第一節では越中時代に家持と池主の間で展開された贈答歌の実際の状況と、巻十七形成におけるそれらの意義を明らかにする。贈答における日付の配列が個々の作品成立時のものであって、贈答時のものではないという証明は実証的な分析の面白さを伝えてくれる。なお池主が「対象とする素材や内容によって倭歌と漢詩を使い分ける」のに対して、家持は「中国詩的内容を積極的に倭歌にとりいれていた」という差を見て、家持と池主が違いを確認しあう契機となったとするが、その事は本書において場の問題として捉えられている。両者の違いを作品の内奥に迫る問題として捉えるという方向に進まないことには異論もあると思われるが、編纂の視点から『萬葉集』を捉えようとする著者はあえて踏み込まないのであろう。第二節では巻十七から巻十九の歌群形成の特性が概観され、巻十七では「右」の添えられない「歌群」の原資料としてのあり方が、巻十八では家持の日付に対する認識を示す「歌群」のあり方が認められ、巻十九では「歌群」形式に編纂上の工夫が認められるとして、「歌稿」の取り

扱いは、同じ越中時代ではあっても一様ではない事を注視する。また巻十八の福麻呂来越時に家持には時間軸の展開への実感があり、日付を記録する意義を「作歌活動の根柢にかかわる問題」として日付を認識したことに見出していることは、編纂者家持を知る上で重要な視点と考えられ、印象的であった。

第二章「巻第十九の題詞なき歌」では、『萬葉集』の末尾四巻に編纂・整理の不完全さを見る従来の研究に対する批判で、題詞の有無は整理の不完全さに繋がるものではなく、むしろ注記に家持の編纂整理の意図を読むことができ、「歌群」構成を意識したまとまりが作られているとする。さらにその注記から、「歌群」の前に位置して、「歌群」とは作歌事情の異なる歌を内容的な関連によって結びつけるという家持独特の編輯の手法を導き出している。注記に対する詳細な検討から見えてくるのは宴における社交の、また歌の贈答における妙でもあり、配列の手法にとどまらず、その構成の巧みさを把握できる一つの読みが提示される。

第三章から第五章は巻二十を構成する主たる作品群である独詠歌・防人歌・宴席歌について考察し、前三巻との共通点と特質を明らかにする。第三章「巻第二十の高円独詠歌群」は、巻二十の家持歌の再評価を目指す論で、まず高円独詠歌群六首を分析する。左注に見える「兵部少輔」「独」「拙懐」の語から、天平勝宝六年四月以降の作で、家持が「高円の秋野を難波で想い見る歌」の「歌群」と規定する。「歌群」の内容の分析は詳細で、二首ごとの構成を持つ連作であり、さらに直前の七夕歌群と同じ主題で連鎖的に結びつく連作歌群をなすとして、その完成度を評価する。巻二十の防人歌群の前に集中的に見える独詠歌が複数の「連作」を連ねてより大きな「歌群」を構成していること、そこに「連作」という術語に対する厳密な規定を反映させて、当時の社会的状況にも配慮しつつ家持の当時の心情的世界を開いて行く手法は興味深い。第四章「防人歌群と家持」は防人関連歌制作と編纂の営為との関係性を解く。諸国から進上された防人歌の原資料について拙劣歌を除き、その表現内容に家持なりの解釈を加えながら「歌群」として再構成したものであると推定する。配列の内部(術語・作品の主題)と配列の外部(身分順・時系列)が、その時々によって、丁寧に分析され、結果として防人歌群全体としての構成性を持たない事が示され、その事は国単位でそれぞれ防人「歌群」が集積されていった実態を明らかにすることに繋がっている。その配列の展開に、防人たちの心情に対する理解の深まりがあり、同情を寄せる歌を制作したとする。第五章「宴席歌群と家持」では、防人歌群後の「なでしこ」を詠む宴席歌群に続く家持作に記された「追作」という、是までにない注記に注目し、類義の「追和」「追

作」との相違を検討して、その注記が直前の宴席歌の世界からは独立し、時間を遡って想起された奈良麻呂の応詔歌や奈良麻呂宅での宴席歌の追憶に繋がることの証明から、過去を回想し追憶を詠むという作品形成の手法を分析する。

続く第六章では、以上の内容を持つ巻二十が巻十九で完結しているように見える家持「歌日記」に何故増補されたのか、その形成が取り上げられる。巻二十を「防人歌群以前」「防人歌群」「防人歌群以後」「天平宝字歌群」の四部に分け、「防人歌群以後」から「防人歌群以後」の原資料は、巻十九の帰京後の作品と元来一括して整理されていたもので、その編纂は「時の花」と「移りゆく時」を鍵語として聖武朝の盛事を回想する姿勢を顕著にする共通性を持ち、そこに「防人歌巻」を後から補入、さらに藤原仲麻呂の一時の栄華を記録する「天平宝字歌群」を加えて成立したとする。巻二十も日付順の配列の手法は前三巻と共通するが、部分的に類纂的手法で聖武天皇への追憶と回帰という主題を提示するという方法に異なりがあるとする。そこに政治的内容をもたない日常的な歌は切り捨てて、聖武朝の皇親体制が終焉を迎える過程を題材とするという編纂方針を読み取って、家持「歌日記」の呼称は直ちには当てはまらないとする点は巻二十の新しい視点であろう。

第Ⅱ部では題詞・左注のあり方が詳細に検討されるが、特に注記の細部からその編纂手法を導く著者の分析と考察は、家持の時間軸と作品相互の連携を勘案して、家持が編もうとした世界を明らかにして行く面白さがある。その一方で、肆宴の場で歌った作品内容への言及は、語彙が外部として見せる用法の分析が中心であり、そこに指摘される家持の心情はもちろん否定されるものでは無いとしても、官人としての類型的要素に留まるように見える。編纂者家持が官人としてあることは、本書の立脚する処ではあるのだが。

第Ⅲ部「萬葉集末尾四巻の編纂」の第一章「日付の書式」では、第Ⅱ部で述べられた事が題詞における日付という観点から論じられる。各巻の特徴を挙げて、各巻の日付記載の方法は一様では無いこと、家持の丹念な日付の記載が巻十七の越中時代から始まること、特に日付記載の変化を家持の帰京時ではなく、帰京後沈黙の時間を経過した天平勝宝三年十一月の肆宴をもって劃期とすべきであることを示唆し、末尾四巻の日付が現在見られるような形で題詞や左注に書き分けられたのが、「歌稿」筆録の段階であったことを推測する。日付の書式はおおかた、日常的なものは左注、改まった特別な場面のものは題詞に記すという指摘は、今後『萬葉集』末尾四巻を読む上で貴重である。

第二章「年次の標記」では、巻十七から巻二十が日付の順に従って配列されていることを確認した上で、年次の記載法についてその実態を分析し、巻十七・十八が等質であるのに対して、巻十九では年次標記を初回のみ記す方針のもとに整備されているものの、越中時代と帰京後では元号の記し方が異なり、巻二十の年次標記は多様で未定稿のようだが、第Ⅱ部第六章の巻内部の四つの状況と対応していることを明らかにする。「巻第十七・十八から家持の越中時代における生活の記録を、巻第十九からは越中時代と帰京後における家持がおかれた対照的な情況を、巻第二十からは時代の変化に対処する家持の姿を、それぞれ浮かびあがらせることができるのである」として、家持の生活状況に応じた編纂の実態を伝えているとする。

第三章「家持『歌日記』から萬葉集へ」は、家持が、「歌日記〈家持歌集〉」とされる末尾四巻を組み入れ、『萬葉集』二十巻を仕立てて行く時に、時代の変化を強く意識した巻第二十が不可欠であったことを述べる。注目するのは「詠作の場に家持が関与していない歌（他人資料）」の位置付けの変化で、家持の個人的体験との関係を検討し、巻十七から巻十九ではそれらも家持を主人公とする「歌日記」の形成を支えているとする。一方で、巻二十では後の増補であり、聖武朝への追憶と回帰の主題に見合うものと判断されたとする。生活に根ざした歌から時代を反映する歌へという変化を捉え、そこに聖武（朝）の終焉から抒情の喪失に至る過程において作歌活動の記録を試みることによる悲しみの昇華を推測する。その意味では巻二十も広義の「歌日記」と認識されていたかという。なお、年次記載などの緻密な分析から生活状況や時代の変化という外的条件との関係が主として分析されてきた本書において、「抒情の喪失」「悲しみの昇華」といった感情の襞に分け入る語の使用は評者には唐突な感があり、より論じて欲しい部分である。

結章では、従来の歌本意の読み方に加えて注記のしかたを通して歌群としての特徴を把握する著者の姿勢が示され、「『萬葉集』末尾四巻は、巻第十六以前の諸作品の記載方法に学び、律令官人の一員としての矜恃を家持がもつことによってはじめて達成されたと考えたい」との結びの言葉は、本書の特質をよく示していよう。

本書は著者の博士論文に基づくもので、術語に対する厳密な定義に立ち、年次記載の方法や注記の性質を詳細に分析して破綻がない。堅実な研究姿勢は尊重されるべきものである。が、著者の堅実な姿勢を少し揺らしてみたいとも評者は思う。例えば著者がブランコに載っているとして、それをより大きく揺らした時、著

者はどのような遠くの世界を見、語ってくれるのかと期待されるからである。もとより、評者の勝手な思いに過ぎない。本書は『萬葉集』二十巻の中でも、大伴家持の「歌日記」とされる末尾四巻に注目して家持の編纂の実態を詳細に解き明かし、従来評価の低かった巻二十について、その位置付けを明らかにすることで、『萬葉集』の編纂論に新たな一石を投じた書であり、編纂論の研究において一つの確かな読みを示す書といえよう。

（二〇一〇年一月　塙書房刊　A5判　四三一頁　本体価格一三〇〇〇円）

（たいらだて　えいこ・日本女子大学文学部教授）

全国大会開催要項

○第六十四回萬葉学会全国大会開催要項

平成二十三年(二〇一一年)度の全国大会を、十月八日から十一日まで、園田学園女子大学との共催により、左記の要領にて開催いたします。会員のみなさまの積極的なご参加をお願い申し上げます。

一　公開講演会

日時　十月八日(土)午後一時半より五時まで

会場　園田学園女子大学講堂(四階大講義室)

挨拶　園田学園女子大学学長　富永嘉男氏

講演

上代の形容詞　中部大学教授・大阪大学名誉教授　蜂矢真郷氏

萬葉集の相聞の性格　同志社女子大学特任教授　寺川眞知夫氏

＊公開講演会終了後「萬葉学会奨励賞授賞式」を行います。

二　懇親会

日時　十月八日(土)午後六時より八時まで

会場　尼崎市総合文化センター宴会室　尼崎市昭和通二―七―一六　(TEL　〇六―六四八七―〇八〇〇)

会費　八千円

＊懇親会に参加ご希望の方は、あらかじめお申し込みください。

三　研究発表会

日時　十月九日(日)午前十時より午後五時まで

会場　園田学園女子大学三十周年記念館三階大会議室

午前の部(午前十時より)

重出に注意する『萬葉集』左注　東京女子大学大学院博士課程　村本春香氏

雲雀は　天に翔る(記68)―女鳥王譚―　関西学院大学非常勤講師　村上桃子氏

「不覚御名」考　群馬工業高等専門学校講師　植田　麦氏

午後の部(午後一時半より)

日本書紀区分の再検討―巻二訓注の所属について―　皇學館大学大学院博士後期課程　亀山泰司氏

古事記「将」字考　奈良県立五條高等学校教諭　土居美幸氏

語順からみた宣命体表記　長崎大学准教授　池田幸恵氏

萬葉集における歌の「表記体」と用字法について

武庫川女子大学准教授　佐野　宏氏

＊会場付近にも食堂、コンビニエンスストア等はありますが、昼食（千円）をご希望の方は、あらかじめお申し込みください。

四　臨地調査研究　―摂津・淡路の古代―

十月十日（月）より十一日（火）一泊二日

◇集合場所　ＪＲ大阪駅・リッツカールトンホテル付近

◇集合時刻　午前八時二十分

◇旅程

第一日

集合場所―姫島神社―角の松原―西宮戎神社―名次神社―東求女塚古墳―処女塚古墳―神戸酒心館（昼食）―西求女塚古墳―敏馬神社―淡路島（洲本・泊）

宿泊　夢海游　淡路島

兵庫県洲本市山手一―一―五〇（大浜海岸）

（TEL　〇七九九―二二―〇二〇三）

第二日

宿―おのころ島神社―葦原国―淡路国分寺塔跡―淳仁天皇陵―当麻山背墓―慶野松原―うめ丸（昼食）―伊弉諾神宮―野島墓浦―貴船神社遺跡・海人の像―美湯松帆の郷―絵島―石屋神社―ＪＲ明石駅（午後五時頃解散）

◇参加費　二万九千円

◇募集人員　四十名

＊天候・道路事情等によりコースを変更することがあります。また、解散時刻も遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

＊臨地調査研究に参加ご希望の方は、あらかじめお申し込みください。定員になり次第締め切りますので、お早めにお願いします。

○懇親会・研究発表会昼食・臨地調査研究のお申し込みは、内訳を明記の上、左記までお願いいたします。

郵便口座　記号一四三一〇　番号二二三八〇九一

加入者名　影山尚之（かげやま　ひさゆき）

申し込み締め切りは九月二十日（木）とします。ただし、臨地調査研究は、定員になり次第締め切ります。

○問い合わせ先

会場校

〒六六一―八五二〇　兵庫県尼崎市南塚口町七丁目二九―一

園田学園女子大学　影山尚之研究室
TEL　〇六―六四二九―九一七六（直通）
Eメール　k21023@sonoda-u.ac.jp

萬葉学会本部
〒五五八―八五八五　大阪市住吉区杉本三―三―一三八
大阪市立大学文学部国語国文学研究室内
TEL　〇六―六六〇五―二四一三
（村田正博研究室）

＊出張懇請書を入用の方は、返信用封筒に送付先・ご氏名を記入し、八十円切手を貼付の上、学会本部までお申し込み下さい。

○宿泊案内
今回はとくに学会からの斡旋はいたしません。

○会場案内（案内図参照）
阪急神戸線「塚口」より南へ徒歩約十分。
阪神本線「尼崎」駅より尼崎市営バス1番乗り場「阪急塚口」行13系統「南塚口町一丁目」下車、徒歩二分。
阪急神戸線「園田」駅で下車しないようご注意ください。詳しくは園田学園女子大学ホームページをご覧ください。

懇親会・研究発表会昼食・臨地調査研究

お申し込みは、下記へお願いいたします。同封の振込用紙をご利用いただくと便利です。

懇親会費	８０００円
９日の昼食代	１０００円
臨地調査研究参加費	２９０００円

振込み先

郵便口座　記号１４３１０　番号２２３８０９１

加入者名　影山尚之(かげやま　ひさゆき)

申し込み締め切りは９月20日(木曜日)です。

園田学園女子大学配置図

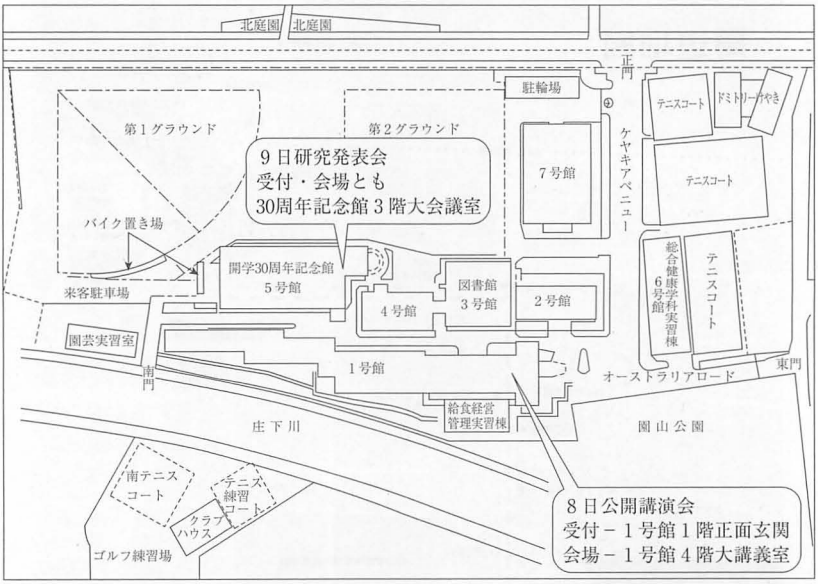

※本号刊行時には、すでに大会は終了しておりますが、記録としての意義を鑑みここに再録いたします（編集部注）。

編輯後記

○二百十号をお届けします。巻頭の内田賢徳氏の論文は、昨年の全国大会における講演を原稿化していただいたものです。続く白石幸恵氏の論文は、続日本紀宣命の第十二詔冒頭の「命」の訓についての考察です。それに菊川恵三氏・平舘英子氏の書評で編みました。

○本号がお手元に届く頃には、今年度の全国大会は終了していますが、記録の意味もあり開催要項を掲載しています。皆様には八月末に別便で開催要項のみをお届けさせていただきました。来年度以降もこのようにさせていただくことになると思います。萬葉学会ホームページ（清文堂出版内）にも情報を掲載してまいります。

○前号でもお知らせしましたが、本年四月より学会代表が蜂矢真郷氏から坂本信幸氏に替わりました。また、本号より私が編輯委員長を務めることになりました。萬葉学会は、昭和二十六年七月の発足から六十周年を迎えました。いわば還暦ですが、さらに新しい歴史を刻んでいきたいと思います。皆様のご投稿をお待ちしています。

○今年は、九月に豪雨や台風があり、甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

○来年の全国大会は十月二十日～二十三日、島根県浜田市での開催を予定しています。次号以降で順次お知らせしてまいります。

（大島信生）

◇お願い◇

1　論文の投稿、書籍・論文の御寄贈は、学会本部あてにお願いいたします。

2　年会費の納入および入会申込みは、そのむねを明記のうえ会費を郵便振替で「〇〇九〇〇―七―二九一四七　萬葉学会」あてにお送りください。

3　住所変更・改姓等の届出、本誌既刊号の購入等は、清文堂出版内　萬葉学会事務室あてにお願いいたします。

投稿規程

一、投稿資格は、会員に限る。

一、内容は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究論文とする。

一、分量は、原則として四百字詰め原稿用紙四十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）とする。

一、投稿に際しては、原稿四部（コピー可）を学会本部宛に送ること。ただし、原稿は返却しない。

一、ワープロ原稿の場合は、字詰め・行数及び四百字詰め原稿用紙に換算した枚数を明記すること。論文採用の場合には、テキストファイルの提出をお願いする。

一、採否決定は、編輯委員会に一任のこと。

一、論文掲載の場合は、本誌十部を贈呈する。ただし、余分に入用の時は、あらかじめ申し出があれば実費でこれに応ずる。

一、掲載された論文等の著作権は、執筆者に帰属する。ただし、本誌「萬葉」の再版、電子化公開等については、執筆者の許可を得ないで学会が行うことができるものとする。

萬葉学会会則

一、本会は、萬葉学会と称する。

一、本会は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究を目的とする。

一、萬葉研究者・愛好者は誰でも申込みによって会員になることができる。

一、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を編輯・発行する。

一、本会は、年一回、公開講演会・研究発表会・臨地調査研究を中心とする全国大会を行い、表彰制度を設けるなど、随時、目的に沿う事業を行う。

一、会員は、年額四千円の会費（誌代を含む）を年度初め（四月）に納入する。

一、本会の本部を
大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号
大阪市立大学文学部国語国文学研究室内（郵便番号五五八-八五八五）
に置く。

一、本会の運営及び機関誌の編輯・発行は編輯委員会において行う。

一、本会に代表を置く。

萬　葉　第二百十号
平成二十三(二〇一一)年十一月二十五日印刷
平成二十三(二〇一一)年十一月三十日　発行
頒価　一、〇〇〇円
送料　六〇円
558-8585 大阪市住吉区杉本三丁目三番138号
大阪市立大学文学部
国語国文学研究室内
編輯・発行　萬　葉　学　会
代表者　坂本信幸
振替〇〇九〇〇-七-二九一四七
542-0082 大阪市中央区島之内二丁目八番五号
清文堂出版株式会社内
発売所　萬葉学会事務室
manyo@seibundo-pb.co.jp